
保 健 福 祉



シルバーリハビリ体操教室

1	福祉事務所の窓口	127	8	シルバー人材センター	184
2	社会福祉	128	9	社会福祉施設及び介護保険 関連施設一覧	185
3	生活保護	132	10	国民年金	190
4	中国残留邦人等に対する支援制度	134	11	国民健康保険	192
5	障害者福祉	135	12	後期高齢者医療制度	199
6	高齢者福祉	142	13	医療費助成制度	201
7	土浦市社会福祉協議会	164	14	保健衛生	203

1 福祉事務所の窓口

- 身体障害者手帳の申請受付及び交付
- 療育手帳の交付
- 精神障害者保健福祉手帳の申請受付及び交付
- 介護給付費及び訓練等給付費支給事業
- 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院）費の申請
- 地域生活支援事業（相談支援、日常生活用具給付、障害者（児）一時介護事業等）
- 補装具費給付の申請
- 住宅リフォーム費用助成の申請
- 障害者住宅整備資金の貸付申請
- 重度障害者福祉タクシー利用料金助成の申請
- 特別障害者手当、障害児福祉手当の申請
- 心身障害者（児）福祉手当の申請
- 特別児童扶養手当の申請
- 難病患者福祉手当の申請
- 心身障害者（児）扶養共済制度の受付
- 福祉関係諸証明（自動車税減免、NHK受信料減免）の発行
- 生活保護の相談及び申請
- 日本赤十字社費の受付
- 戦傷病者、戦没者及び遺族への援護の相談
- 災害見舞金の支給
- 介護保険における要介護認定申請
- 介護保険における福祉用具購入費の支給申請
- 介護保険における住宅改修費の支給申請
- 介護保険における高額介護サービス費等の支給申請
- 介護保険における各種減免申請
- 老人ホームへの入所など老人福祉についての相談、指導
- 高齢者住宅整備資金の貸付申請
- ねたきり老人等福祉手当の申請
- 福祉電話貸与の申請
- ひとり暮らし老人等緊急通報システムの申請
- はり、きゅう、マッサージ施術費補助の申請
- ねたきり老人等訪問理美容サービス費助成の申請
- 寝具洗濯・乾燥・消毒サービスの申請
- 高齢者家族支援「探索」サービスの申請
- 高齢者移送サービス利用助成の申請
- 救急医療情報キット配布の申請
- 高齢者見守りキーホルダーの申請
- 高齢者に対する総合相談
- 保護を要する児童の相談、指導
- 児童手当の支給
- 児童扶養手当の相談及び申請並びに支給
- 母子父子寡婦福祉資金貸付相談及び申請
- 保育所、認定こども園への入所申請
- 遺児手当の支給
- 母子支援施設への入所相談
- 家庭児童相談
- ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の相談及び申請
- 妊娠届の受付及び職業健康手帳の交付
- 妊娠・出産・育児に対する総合相談
- 結婚新生活支援事業の申請

2 社会福祉

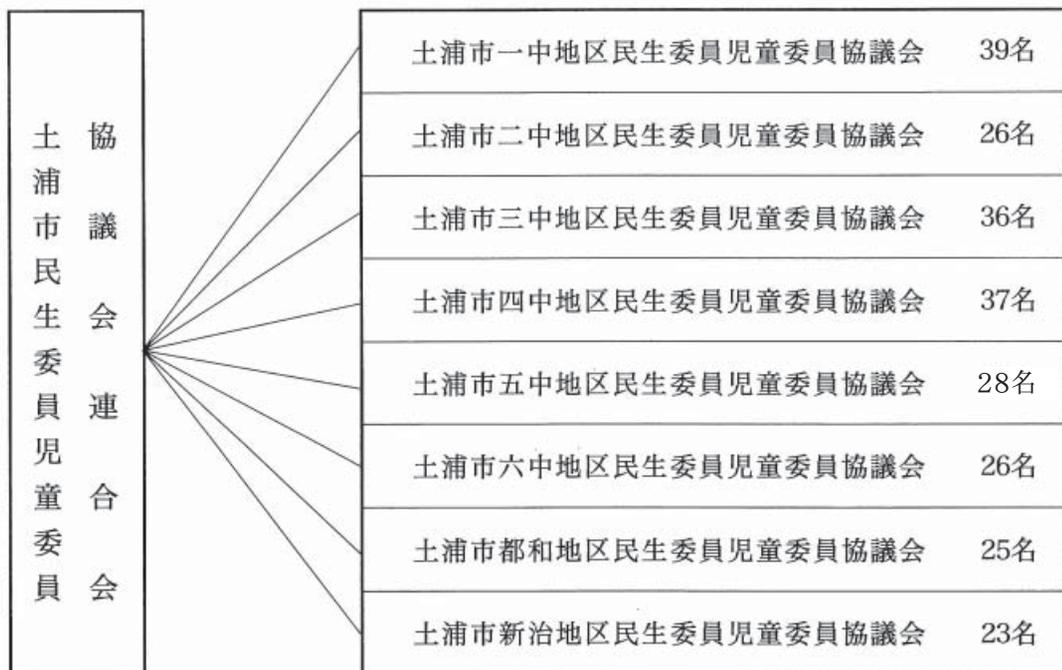
急速な少子高齢化や核家族化の進行、生活意識や価値観・生活様式の多様化など、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化しております。さらには、災害時における高齢者や障害者等への支援、子どもや高齢者等への虐待や一人暮らし高齢者の孤独死など新たな問題も生じております。

こうした中、本市では、地域におけるさまざまな生活課題に対応すべく、行政・市民・地域・事業者等の協働による、ふれあいネットワークの推進を図り、市民一人ひとりが安心して心豊かに暮らすことができるよう、福祉サービスの充実した、思いやりと優しさにあふれた福祉のまちづくりを進めております。

(1) 民生委員・児童委員

民生委員法に基づき厚生労働大臣から240名（主任児童委員16名を含む。）が委嘱され、児童福祉法による児童委員も兼ねています。本市では市内を各中学校単位とする8地区に区分し、地区民生委員児童委員協議会が組織され、生活保護に関する相談や助言をはじめ、高齢者・障害者（児）・児童・ひとり親家庭などを対象に、福祉事務所や児童相談所などの福祉行政機関と連携し、地域に住む人達に密着した福祉活動の担い手としての役割を果たしております。

ア 土浦市民生委員児童委員協議会構成図



計 240名

イ 民生委員・児童委員の活動状況

(令和2年度)

		項 目	件 数	項 目	件 数	
相 談 ・ 支 援 件 数	(内 容 別)	在 宅 福 祉	178	そ の 他 の 活 動 件 数	調 査 ・ 実 態 把 握	1,033
		介 護 保 険	90		行 事 ・ 事 業 ・ 会 議 へ の 参 加 ・ 協 力	1,276
		健 康 ・ 保 健 医 療	160		地 域 福 祉 活 動 ・ 自 主 活 動	4,767
		子 育 て ・ 母 子 保 健	46		民 児 協 運 営 ・ 研 修	6,612
		子 ど も の 地 域 生 活	219		証 明 事 務	259
		子 ど も の 教 育 ・ 学 校 生 活	542		要 保 護 児 童 の 発 見 の 通 告 ・ 仲 介	22
		生 活 費	97		計	13,969
		年 金 ・ 保 険	22	訪 問 回 数	訪 問 ・ 連 絡 活 動	20,878
		仕 事	51		そ の 他	9,039
		家 族 関 係	115	計	29,917	
		住 居	84	連 絡 調 整 回 数	委 員 相 互	11,585
		生 活 環 境	308		そ の 他 の 関 係 機 関	723
		日 常 的 な 支 援	1,449	計	12,308	
	そ の 他	1,123	活 動 日 数	27,974		
	計	4,484				
	(分 野 別)	高 齢 者 に 関 す る こ と	2,307			
		障 害 者 に 関 す る こ と	205			
		子 ど も に 関 す る こ と	1,326			
		そ の 他	646			
		計	4,484			

保
福
健
社

(2) 災害見舞金等の支給

支給目的 市民が災害を受けたときに、被災者又は葬祭を行う者に対して災害見舞金又は弔慰金を支給し、市民の生活安定と福祉の増進を図る。

災害の種類 火災、風水害、震災、その他の自然災害

対象者 本市において、住民基本台帳に記載されている者

支給金額	(ア) 災害により死亡又は死亡したと推定される時。	100,000円
	(イ) 負傷した場合において全治3ヶ月以上入院加療を要するもの。	30,000円
	(ウ) 住家の全焼又は全壊したもの。	50,000円
	(エ) 住家の半焼又は半壊したもの。	30,000円
	(オ) 住家の床上浸水したもの。	10,000円

見舞金支給の状況

(令和2年度)

災害による死亡	0件	0円
住家の全焼・全壊	3	150,000
〃の半焼・半壊	1	30,000
〃の床上浸水	0	0
災害による負傷	0	0
計	4	180,000

(3) 日本赤十字社活動資金募集状況

(令和2年度)

	賛同者	実績額	前年度比
一般社資	24,713名	12,707,800円	96.5%
特別社資	49件	574,670円	79.4%

(4) 戦没者追悼式

毎年市内の戦没者(1,582名)の遺族を招待して戦没者追悼式を行い、戦没者に対し追悼の意を表すとともに、ご遺族のご苦勞に対し深い敬意を表し、平和を祈念する。

令和2年度 開催日時 10月25日(日) 午後2時

会場 クラフトシビックホール土浦 大ホール

(5) 社会福祉センター

施設の概要

所在地 土浦市大和町9番2号

指定管理者 社会福祉法人 土浦市社会福祉協議会

面積 6,637,332m²

構造 鉄筋コンクリート 8階建

設備等 4階 事務室、相談室、応接室2、図書室、団体共用室、講義講習室

5階 調理実習室、高齢者生きがいセンター、クラフト室

6階 ボランティアセンター、ボランティア活動室、点字ライブラリー

事業開始 平成9年10月

○利用者数(令和2年度)

月	講義講習室	調理実習室	高齢者生きがいセンター	団体共用室	ボランティア活動室	その他	計
4	90	0	0	24	106	159	379
5	0	0	0	31	6	11	48
6	237	0	95	0	69	56	457
7	583	26	138	0	80	147	974
8	302	0	109	0	90	84	585
9	367	4	163	0	150	89	773
10	589	0	157	0	129	101	976
11	403	49	121	57	102	81	813
12	45	22	0	30	0	1	98
1	0	0	0	35	6	15	56
2	102	0	0	60	23	427	212
3	556	20	108	0	175	112	971
計	3,274	121	891	237	936	883	6,342

○利用団体数（令和2年度）

月	講義講習室	調理実習室	高齢者生きがいセンター	団体共用室	ボランティア活動室	その他	計
4	6	0	0	3	9	29	47
5	0	0	0	7	4	7	18
6	23	0	7	0	9	26	65
7	55	2	11	0	15	67	150
8	36	0	12	0	15	38	101
9	57	1	13	0	17	34	122
10	57	0	12	0	13	43	125
11	49	5	12	8	15	29	118
12	8	4	0	4	0	1	17
1	0	0	0	4	2	5	11
2	7	0	0	5	7	13	32
3	70	2	10	0	21	57	160
計	368	14	77	31	127	349	966

(6) 新治総合福祉センター

施設の概要

所在地 土浦市沢辺1423-1
 指定管理者 社会福祉法人土浦市社会福祉協議会
 敷地面積 21,287m²
 建物面積 1,992.5m²
 構造 鉄筋コンクリート平屋建
 設備等 大広間、ホール、浴室、リラックスルーム、生きがい工房、
 コミュニティサロン 他
 事業開始 平成8年4月

保福
健社

○利用状況（令和2年度）

月	開館 日数	個人利用者数			団体施設利用者数				ゲート ボール場 公園等	おもちゃ ライブラ リー	まあ〜 るいさ ろん	計
		利用者	有料	無料	ふれあい ホール	生きがい 工房	ボランティア サロン	いきいき サロン				
4	6	18	0	18	9	7	0	8	0	0	0	42
5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	20	633	13	620	142	15	15	38	0	7	0	850
7	25	999	8	991	133	32	6	69	0	15	12	1,266
8	25	794	8	786	33	34	17	42	0	10	8	938
9	24	975	9	966	51	31	8	79	0	8	5	1,157
10	26	1,124	19	1,105	174	34	20	90	0	7	11	1,460
11	21	1,003	17	986	125	36	0	69	0	5	9	1,247
12	7	266	4	262	21	11	0	0	0	0	0	298
1	3	79	1	78	0	0	0	3	0	4	0	86
2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	26	634	7	627	57	21	6	61	0	7	3	789
計	183	6,525	86	6,439	745	221	72	459	0	63	48	8,133

3 生活保護

生活保護は、高齢や傷病等により生活が困窮したときに、保有する資産や能力の活用、親族の扶養及びその他あらゆるものを活用しても生活できない場合に、その困窮の程度に応じて最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する制度です。

(1) 保護世帯・人員の推移

(各年度末：国県は速報値)

年度	世帯数			人員			前年比(世帯数%)			保護率(%)		
	国	県	市	国	県	市	国	県	市	国	県	市
28	1,639,460	21,052	1,028	2,143,887	27,308	1,239	100.2	102.8	101.3	16.9	9.4	8.9
29	1,638,384	21,904	1,038	2,115,368	27,744	1,241	99.9	104.0	101.0	16.7	9.6	8.9
30	1,635,515	22,466	1,083	2,089,641	28,094	1,282	99.8	102.6	104.3	16.5	9.8	9.2
R1	1,635,201	22,641	1,120	2,066,660	28,082	1,318	99.9	100.8	103.4	16.4	9.8	9.5
2	1,641,536	23,120	1,139	2,053,268	28,496	1,342	100.4	102.1	101.7	16.4	10.0	9.7

(2) 扶助別人員等の推移

(各年度末)

区分 年度	人員	生活扶助		住宅扶助		教育扶助		医療扶助		介護扶助		その他	
		人員	前年比(%)	人員	前年比(%)	人員	前年比(%)	人員	前年比(%)	人員	前年比(%)	人員	前年比(%)
28	1,239	1,095	100.6	1,022	100.5	45	90.0	1,132	102.0	308	107.7	15	75.0
29	1,241	1,087	99.3	1,024	100.2	34	75.6	1,084	95.8	316	102.6	15	100.0
30	1,282	1,130	104.0	1,064	103.9	41	120.6	1,093	100.8	343	108.5	18	120.0
R1	1,318	1,149	101.7	1,090	102.4	38	92.7	1,158	105.9	372	108.5	23	127.8
2	1,342	1,170	101.8	1,112	102.0	44	115.8	1,169	100.9	391	105.1	27	117.4

(3) 保護開始・廃止件数等の推移

(各年度)

区分 年度	開 始				廃 止			
	世 帯		人 員		世 帯		人 員	
	件 数	月平均件数	人 数	月平均人数	件 数	月平均件数	人 数	月平均人数
28	137	11.4	164	13.7	120	10.0	143	11.9
29	128	10.7	152	12.7	123	10.3	140	11.7
30	161	13.4	195	16.3	97	8.1	135	11.3
R1	182	15.2	228	19.0	141	11.8	164	13.7
2	162	13.5	201	16.8	143	11.9	159	13.3

(4) 世帯類型別件数等の推移

(各年度末)

区分 年度	世帯数	高齢世帯		母子世帯		障害世帯		傷病世帯		その他の世帯	
		世帯数	構成比(%)	世帯数	構成比(%)	世帯数	構成比(%)	世帯数	構成比(%)	世帯数	構成比(%)
28	1,028	691	67.2	14	1.4	98	9.5	151	14.7	74	7.2
29	1,038	698	67.2	15	1.5	100	9.6	171	16.5	54	5.2
30	1,083	724	66.8	17	1.6	110	10.1	176	16.3	56	5.2
R1	1,120	751	67.2	23	2.1	127	11.3	161	14.4	58	5.2
2	1,139	753	66.1	24	2.1	135	11.9	148	13.0	79	6.9

(5) 扶助別保護費の推移

(各年度末)

区分 年度	総額 (円)	前年比 (%)	生活扶助		住宅扶助		教育扶助		医療扶助		介護扶助		その他	
			支給額 (円)	構成比 (%)	支給額 (円)	構成比 (%)	支給額 (円)	構成比 (%)	支給額 (円)	構成比 (%)	支給額 (円)	構成比 (%)	支給額 (円)	構成比 (%)
28	2,302,252,173	99.8	757,737,436	32.9	301,947,871	13.1	5,559,139	0.3	1,140,168,556	49.5	85,255,020	3.7	11,584,151	0.5
29	2,293,750,261	99.6	748,790,611	32.6	306,460,589	13.4	4,038,512	0.2	1,131,180,258	49.3	93,373,072	4.1	9,907,219	0.4
30	2,276,325,191	99.2	734,710,569	32.3	313,244,002	13.8	4,035,338	0.2	1,123,763,765	49.4	89,278,712	3.9	11,292,805	0.5
R1	2,364,996,065	103.9	744,047,994	31.5	328,207,342	13.9	3,646,192	0.2	1,185,847,530	50.1	90,856,536	3.8	12,390,471	0.5
2	2,484,479,774	105.1	769,019,596	31.0	345,522,898	13.9	3,196,360	0.1	1,251,991,022	50.4	105,529,830	4.2	9,220,068	0.4

4 中国残留邦人等に対する支援制度

この制度は、平成20年度から開始されたもので、中国残留邦人及び樺太等残留邦人の方が、日本国内で生活し、国民年金を受給してもなお生活の安定が図れない場合に、その方の特別な事情に鑑み、本人及び配偶者に生活費等を給付するものです。

(1) 世帯数・人数等の推移

(各年度末)

区分 年度	世帯数	人 数	人数の内訳				
			生活支援(人)	住宅支援(人)	医療支援(人)	介護支援(人)	その他(人)
28	5	8	8	8	8	3	0
29	5	8	8	8	8	6	0
30	5	8	8	8	8	7	0
R1	4	6	6	6	6	6	0
2	3	4	4	4	4	4	0

(2) 支援費の推移

(各年度末)

区分 年度	総 額 (円)	支援額の内訳				
		生活支援 (円)	住宅支援 (円)	医療支援 (円)	介護支援 (円)	その他 (円)
28	18,347,188	5,206,416	1,372,200	11,726,058	42,514	0
29	14,084,100	5,177,491	1,348,800	7,465,730	92,079	0
30	11,793,043	5,213,209	1,366,400	4,917,556	295,878	0
R1	13,216,137	5,255,167	1,575,574	5,987,416	397,980	0
2	10,167,271	3,912,736	1,422,700	4,678,884	152,951	0

5 障害者福祉

制度の改正等や障害者のニーズに的確に対応しながら、障害福祉サービスの提供、障害者の地域生活への移行の推進、総合的な就労支援の強化などを行い、障害のある方が安心して暮らせる地域社会を目指しています。

(1) 障害者の現況

ア 障害・年齢別 身体障害者手帳交付者数

(令和3年4月1日現在) (単位:人)

区 分	18歳未満		18歳から64歳		65歳以上		合 計	
		構成比 (%)		構成比 (%)		構成比 (%)		構成比 (%)
視 覚 障 害	4	5.5%	80	6.8%	193	6.6%	277	6.6%
聴覚・平衡機能障害	8	11.0%	86	7.3%	219	7.5%	313	7.5%
音声・言語・そしゃく機能障害	—	0%	10	0.8%	31	1.1%	41	1%
肢 体 不 自 由	52	71.2%	624	52.7%	1,223	41.7%	1,899	45.3%
内 部 障 害	9	12.3%	384	32.4%	1,265	43.1%	1,658	39.6%
合 計	73	100%	1,184	100%	2,931	100%	4,188	100%

保福
健社

イ 令和2年度障害原因別身体障害者手帳新規交付者

(単位:人)

区 分	視 覚	聴 覚	言 語	肢 体	内 部	計	率 (%)
先 天 的 障 害	0	0	0	1	1	2	0.7%
交 通 事 故	0	0	0	1	0	1	0.4%
脳 血 管 障 害	0	0	0	22	0	22	8%
そ の 他 の 疾 病	13	20	3	44	166	246	89.8%
そ の 他 の 事 故	0	0	0	3	0	3	1.1%
合 計	13	20	3	71	167	274	100%

ウ 年齢別・程度別療育手帳交付者数

(令和3年4月1日現在) (単位:人)

区 分	18歳未満			18歳から64歳			65歳以上			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
① 最重度	28	12	40	112	59	171	6	7	13	146	78	224
A 重 度	35	13	48	95	47	142	10	12	22	140	72	212
B 中 度	46	21	67	120	75	195	5	15	20	171	111	282
C 軽 度	85	40	125	124	95	219	4	0	4	213	135	348
合 計	194	86	280	451	276	727	25	34	59	670	396	1,066

エ 精神障害者保健福祉手帳交付者数

(令和3年4月1日現在) (単位:人)

区 分	18歳未満			18歳から64歳			65歳以上			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1級	0	0	0	30	40	70	13	22	35	43	62	105
2級	9	3	12	277	250	527	31	42	73	317	295	612
3級	3	2	5	146	138	284	11	9	20	160	149	309
手帳交付者数 計	12	5	17	453	428	881	55	73	128	520	506	1,026

オ 自立支援医療給付等状況

○自立支援医療（精神通院）受給者数

2,524人 (令和3年4月1日現在)

○自立支援医療（更生医療）給付状況

(単位:人、円)

区 分	給付者数	医療費の内訳	
		公 費	自己負担
肢体・内蔵など	13	8,039,006	232,215
腎臓・血液透析	43	148,617,324	358,189
合 計	56	156,656,330	590,404

○自立支援医療（育成医療）給付状況

(単位:人、円)

区 分	給付者数	医療費の内訳	
		公 費	自己負担
聴覚・平衡機能	1	720	360
音声・言語・そしゃく機能	7	334,002	88,849
肢体不自由	2	179,490	25,073
内蔵機能	1	116,492	10,000
合 計	11	630,704	124,282

カ 障害者住宅整備資金貸付事業

障害者又は障害者と同居する世帯に対し、障害者の居住環境を改善するため、障害者専用の居室等を増築若しくは改築・改造するために必要な資金の貸付を行っている。

貸付額等

貸付限度額	償還期限	償還方法
3,000,000円	貸付交付日の属する月の翌月から起算して10年以内 (6ヶ月の据置期間を含む)	元利均等月賦償還又は元利均等半年賦償還(繰上償還可)

対象者 ○身体障害者手帳1～4級又は療育手帳 ㉠、Aの所持者

○上記障害者と同居する親族

令和2年度新規貸付件数 0件

キ 重度障害者福祉タクシー利用料金助成事業

重度の障害者が医療機関等への往復に要するタクシー料金の一部を助成します。

1回の乗車につき500円券2枚使用できます。年間50枚分を限度とします。

対象者

○障害の程度が1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けた方

○障害の程度が㉠又はAの療育手帳の交付を受けた方

○障害の程度が1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方

令和2年度福祉タクシー利用状況

- 利用券の交付状況 380人
- 利用件数及び助成金額 8,258件 4,129,000円

ク リフトタクシー運行費補助事業

重度の身体障害者の利便を図るため、リフト付車両の運行費の一部を補助しています。

- 令和2年度運行費補助件数 2件
- 令和2年度運行費補助金額 274,580円

ケ 手話奉仕員養成事業

手話及び聴覚障害者に対する理解者の層を広げることにより、聴覚障害者の社会参加促進に寄与するため、手話奉仕員の養成講座を開催しています。

- 令和2年度入門課程 ※令和2年度については、新型コロナウイルス
- 令和2年度基礎課程 感染症の影響により、全課程中止

コ 要約筆記講座事業

要約筆記及び聴覚障害者に対する理解者の層を広げることにより、聴覚障害者の社会参加促進に寄与するため、要約筆記の入門講座を開催しています。

- 令和2年度は、未開催（隔年開催のため）

サ 難病患者福祉手当支給事業

難病患者（一般特定疾患医療受給者証所持者、指定難病特定医療費受給者証所持者）の日常生活上の不安や入院及び通院の経済的負担を軽減するため、福祉手当を支給しています。

- 令和2年度受給者数 631人
- 令和2年度支給金額 13,930,500円

シ ひとり暮らし重度聴覚障害者緊急通報システム事業

ひとり暮らし重度聴覚障害者の緊急事態発生時の不安を解消し、生活の安全を確保するため、緊急通報システムを整備しています。

- 令和3年3月末現在設置台数 1台

ス 障害者手帳交付申請用診断書料助成事業

(ア) 身体

新規の身体障害者手帳の申請時に診断書料の一部を助成します。

助成件数	300件
助成額	1,508,100円

(イ) 精神

精神障害者保健福祉手帳の申請時に診断書料の一部を助成します。

助成件数	452件
助成額	2,153,380円

セ 重度障害者住宅リフォーム助成事業

身体障害者手帳（下肢又は体幹機能障害 1・2級）、療育手帳④を所持する方で、居住する住宅を障害者に適応するように改造する費用の一部を助成します。

助成件数	3件
助成額	1,053,589円

ソ 土浦市中心身障害者（児）福祉手当支給事業（市単独）

在宅で心身に障害のある方及び在宅の20歳未満の障害児に手当を支給しています。

支給件数	1,529件
支給額	60,525,750円

（内訳）

20歳以上	身障手帳1級～2級	療育手帳④、A、B	精神手帳1級	1,227人
20歳未満	身障手帳1級～4級	”	精神手帳1級～2級	158人
20歳未満	身障手帳5級～6級	療育手帳C	精神手帳3級	135人
特別児童扶養手当該当者				9人

タ 特別児童扶養手当

中程度以上の心身障害のため日常生活において、常時介護を必要とする在宅の20歳未満の児童を監護している父母又は療育者に対し、障害児の生活向上のために支給されます。

手当受給者総件数	207件
----------	------

チ 障害者一時介護事業

在宅障害者の介護者が外出、休息等により一時的に介護が困難になったとき、障害者を一時的に預かり介護します。

対象者	市内在住の障害者で次に該当する満1歳以上の方	
	・身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方	
	・医師により、発達障害があると認められた方	
委託先	障害者支援施設「尚恵厚生園」	
令和2年度 利用状況	・延利用人数	19人
	・延利用時間	84時間
	・委託料	126,000円

ツ 特別障害者手当等支給事業

（ア）特別障害者手当

20歳以上の在宅者で障害基礎年金1級程度の障害が重複している状態又はその障害の程度が最重度で、日常生活において常時、特別の介護を必要とする障害者に支給されます。

（イ）障害児福祉手当

20歳未満の在宅者で身体障害者手帳1級又は療育手帳④程度の最重度の障害があるため日常生活において常時、介護を必要とする障害児に支給されます。

（ウ）経過的福祉手当

従来の福祉手当受給者のうち、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない20歳以上の障害者に支給されます。

(単位：人、円)

手 当	手当月額	受給者数	受給額
特別障害者手当	27,350	59	18,445,500
障害児福祉手当	14,880	55	9,766,260
経過的福祉手当	14,880	1	178,380
合 計		115	28,390,140

テ 茨城県心身障害者（児）扶養共済事業

心身障害者（児）を扶養される方が毎月一定の掛金を納付することにより、万一の場合に障害者に共済年金が支給されます。

(令和3年3月31日現在)

区 分	加入者数（人）
身体障害者	6
知的障害者	34
精神障害者	5
計	45

扶養共済年金受給者数 44人

ト 「こころの相談」事業等

事業名	内 容	対象者	実施日	実施場所
こころの相談	精神科医師によるこころの相談・指導	こころの病気で悩んでいる方及び家族等	月1回 (予約制)	土浦市役所内

令和2年度 実施件数 8件

ナ 土浦市障害者虐待防止センター事業

障害者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護や相談支援を目的として、土浦市社会福祉協議会に委託し実施しています。

令和2年度 相談件数 20件
保護件数 0件

ニ 土浦市つくしの家

通常の事業所に雇用されることが困難な18歳以上の知的障害者の方を対象に、日常生活上の支援や生産活動その他の活動の機会の提供等を行い、地域社会において共生できるよう促進します。

所在地	土浦市上高津1810番地		
開設年月日	平成元年5月1日		
施設の規模	敷地面積	2,406㎡	
	建物面積	750㎡	
	構 造	鉄筋コンクリート平家建	

(令和3.4.1現在) (単位：人)

施設名	通所対象者	1日利用定員	通所者数
つくしの家	18歳以上の知的障害者（生活介護）	14	13
つくし作業所	18歳以上の知的障害者（就労継続支援B型）	46	35

(2) 障害者自立支援給付の内容

令和2年度(R2.3~R3.2)

身体障害者

①介護給付費

(単位:人,円)

種 類	実人数	延人数	自立支援支払額	施設・事業者数
居宅介護	45	536	53,745,585	21
重度訪問介護	6	117	53,790,674	7
同行援護	23	216	4,659,007	9
生活介護	82	1,200	225,804,184	28
短期入所	15	85	8,460,087	7
施設入所支援	47	522	82,999,586	16
療養介護	16	174	45,170,530	7
計画相談支援	201	638	9,053,570	38
合 計	435	3,488	483,683,223	133

②訓練等給付費

(単位:人,円)

種 類	実人数	延人数	自立支援支払額	施設・事業者数
共同生活援助	7	76	12,098,416	5
自立訓練(生活訓練)	0	0	0	0
自立訓練(機能訓練)	10	74	8,375,176	3
就労移行支援	6	60	9,489,397	6
就労継続支援A型	37	401	59,156,614	19
就労継続支援B型	10	99	11,137,182	9
就労定着支援	1	12	397,752	1
合 計	71	722	100,654,537	43

知的障害者

①介護給付費

(単位:人,円)

種 類	実人数	延人数	自立支援支払額	施設・事業者数
居宅介護	23	214	7,766,848	8
生活介護	204	2,491	515,208,583	61
短期入所	25	100	5,746,661	13
施設入所支援	119	1,409	179,392,233	38
療養介護	0	0	0	0
計画相談支援	404	987	14,192,187	63
合 計	775	5,201	722,306,512	183

②訓練等給付費

(単位:人,円)

種 類	実人数	延人数	自立支援支払額	施設・事業者数
共同生活援助	76	796	124,763,340	43
自立訓練(生活訓練)	5	46	7,384,648	2
自立訓練(機能訓練)	1	12	878,590	1
就労移行支援	27	192	35,426,605	12
就労継続支援A型	43	459	58,683,509	15
就労継続支援B型	132	1,458	185,881,874	41
就労定着支援	16	153	5,564,354	5
合 計	300	3,116	418,582,920	119

障害児

①介護給付費

(単位:人,円)

種 類	実人数	延人数	自立支援支払額	施設・事業者数
居宅介護	3	22	884,442	3
短期入所	5	12	305,358	4
計画相談支援	2	6	99,955	1
障害児相談支援	472	737	13,192,177	16
児童発達支援	279	3,048	132,208,936	30
放課後デイサービス	240	4,207	324,822,177	61
合 計	1,001	8,032	471,513,045	115

②訓練等給付費

(単位:人,円)

種 類	実人数	延人数	自立支援支払額	施設・事業者数
就労移行支援	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

精神障害者

①介護給付費

(単位:人,円)

種 類	実人数	延人数	自立支援支払額	施設・事業者数
居宅介護	38	381	10,101,972	12
生活介護	7	67	9,186,885	6
短期入所	11	24	1,297,468	7
施設入所支援	7	66	7,081,543	2
地域定着支援	0	0	0	0
地域移行支援	0	0	0	0
計画相談支援	321	905	13,118,611	46
合 計	384	1,443	40,786,479	73

②訓練等給付費

(単位:人,円)

種 類	実人数	延人数	自立支援支払額	施設・事業者数
共同生活援助	53	544	68,857,951	32
自立訓練(宿泊型)	1	12	985,500	1
自立訓練(機能訓練)	1	4	232,802	1
自立訓練(生活訓練)	11	101	16,965,424	5
就労移行支援	55	396	72,817,360	18
就労継続支援A型	130	1,177	156,882,109	25
就労継続支援B型	86	821	91,979,576	36
就労定着支援	15	133	4,549,141	6
合 計	352	3,188	413,269,863	124

6 高齢者福祉

わが国の人口の高齢化は、世界でも例をみない速さで進展し、高齢化率（全人口に占める65歳以上の人口の割合）は20%を超え、21世紀半ばには、3人に1人が65歳以上という超高齢社会を迎えます。

国においては、介護を必要とする高齢者の増加や家庭における介護力の低下に鑑み、高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン）や新・高齢者保健福祉推進十か年戦略（新ゴールドプラン）の策定により高齢者に対する保健福祉施策を推進し、平成11年12月には、今後5か年間の高齢者保健福祉の方向が示され、平成12年度からの新たなプラン（ゴールドプラン21）が策定されました。

さらに、介護を必要とする高齢者を社会全体で支え、自らの選択に基づくサービスが安心して受けられるよう介護保険法が平成9年12月に制定され、平成12年4月から施行されました。

この介護保険制度の施行によって、保健福祉サービスは、「措置」から「契約」へと大きく転換し、市町村の役割は、介護保険の保険者として安定した保険運営とともに、高齢者が安心してサービスが受けられる環境整備や介護サービスの量と質が均衡のとれた体制で供給できるように調整を行うことが重要となっています。

本市においては、平成6年度に「土浦市老人保健福祉計画」を策定し、高齢者への保健福祉施策の積極的な展開を図ってきましたが、当該計画の計画期間が平成11年度末で終了し、平成12年度から介護保険制度がスタートしたことから「土浦市ふれあいネットワークプラン」として、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定しました。令和3年度からは、令和2年度に策定した令和3年度から令和5年度を計画期間とする「第8次土浦市ふれあいネットワークプラン」に基づき、保健福祉施策を積極的に展開していきます。

また、今後は、「土浦型地域包括ケアシステム」の構築に向けて、介護予防事業の推進と新たな生活支援サービスの整備、そして医療・介護等の多職種の連携強化、認知症施策の強化・拡充を通じて、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるような地域づくりを行っていきます。

(1) 高齢者人口

・65歳以上の人口状況

(各年4月1日現在)

年度 年齢階層	29		30		元		2		3	
	人口	構成比								
65～69歳	11,518	8.0	10,923	7.7	10,272	7.2	9,745	6.9	9,146	6.5
70～74	9,267	6.5	9,818	6.9	10,083	7.1	10,545	7.4	11,183	7.9
75～79	7,618	5.3	7,950	5.6	8,454	5.9	8,589	6.1	8,286	5.9
80～84	5,295	3.7	5,531	3.9	5,714	4.0	5,915	4.2	6,180	4.4
85～89	3,401	2.4	3,563	2.5	3,673	2.6	3,747	2.6	3,880	2.7
90～94	1,566	1.1	1,617	1.1	1,640	1.2	1,726	1.2	1,844	1.3
95～99	396	0.3	432	0.3	473	0.3	506	0.4	536	0.4
100歳以上	68	-	70	-	72	-	87	-	86	-
計	39,129	27.3	39,904	27.3	40,381	28.4	40,860	28.8	41,141	29.2
総人口	143,182		142,734		142,143		141,655		141,119	

・ねたきり高齢者、ひとり暮らし高齢者の状況

(令和3年4月1日現在) 単位：人

	ねたきり高齢者			ひとり暮らし高齢者			認知症高齢者		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
65～69歳	35	29	64	20	22	42	57	45	102
70～74歳	69	80	149	105	98	203	114	125	239
75～79歳	114	84	198	459	227	686	258	185	443
80～84歳	159	129	288	487	159	646	451	273	724
85～89歳	202	97	299	429	104	533	613	269	882
90歳以上	271	71	342	280	70	350	682	189	871
計	850	490	1,340	1,780	680	2,460	2,175	1,086	3,261

※施設（特別養護老人ホーム、グループホーム、有料老人ホーム）入所者は含まず。

(2) 要援護老人対策

ア 「愛の定期便」事業

65歳以上のひとり暮らしの高齢者宅に、ボランティアの方等が週2回訪問のうえ、乳製品を配付し、「安否の確認」、「健康の保持」、「孤独感の解消」を図ります。

乳製品配布世帯 148世帯（令和3年3月）

イ ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業

概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者等に対して、緊急通報装置を貸与し、急病・災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応をすることにより不安を解消し、福祉の向上を図ります。

既設置台数 352台（令和2年度末）

令和2年度受信状況 24件（誤報を除く）

ウ 救急医療情報キット配布事業

65歳以上のひとり暮らし高齢者等に対し、「かかりつけ医」、「持病」、「緊急連絡先」などの情報を保管するキットを配布し、急病等に備えることで安心、安全を図ります。

令和2年度末配布者数 1,126人

エ 高齢者等在宅生活支援配食サービス事業

食事づくりが困難なひとり暮らし高齢者等を対象に、栄養に配慮した食事を配達し、健康保持及び安否確認を行います。

令和2年度末利用者 141人 年間延配食数 39,989食

オ 福祉電話貸与事業

ひとり暮らし高齢者の孤独感の解消と相談等に応じるため、電話を無料で貸与するとともに回線使用料等を助成し、在宅福祉の向上を図ります。

令和2年度末貸与台数 19台

カ ねたきり老人等訪問理美容サービス費助成事業

65歳以上のねたきり高齢者に、在宅で受ける理美容サービス料金の一部（1人2回、1回につき3,000円）を助成します。

令和2年度 申請者 85人 利用件数 93件

キ 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

ねたきり等により寝具の衛生管理が困難な高齢者に、洗濯、乾燥及び消毒のサービスを年4回まで提供します。

令和2年度 申請者 16人 利用件数 52件

ク ねたきり老人等福祉手当支給事業

疾病等によりねたきり及び認知症の状態にある65歳以上の在宅高齢者に対し、非課税世帯月額5千円、課税世帯月額2千5百円を支給することにより福祉の増進を図ります。

令和2年度末支給状況 ねたきり老人 143人 認知症老人 43人

ケ 日常生活用具給付事業

日常生活に支障のある概ね65歳以上の高齢者に対し、シルバーカー等の給付を行います。

令和2年度実績

(給付) シルバーカー 3件

住宅用防災警報器 1件

コ はり・きゅう・マッサージ施術費補助事業

70歳以上の高齢者と65歳以上のねたきり又は認知症高齢者の介護者が健康の保持と心身の安らぎを得るため、施術費の一部(1人年8回、1回につき1,000円)を助成します。

令和2年度 申請者 618人 利用件数 2,437件

サ 高齢者移送サービス利用助成事業

65歳以上の高齢者の通院や買い物、社会活動の参加などの際に移動手段として「土浦地区タクシー協同組合」が主体に運営するデマンド型福祉交通「のりあいタクシー土浦」の活用を推進するため、年会費13千円のうち11千円を助成します。また、平成27年6月以降に運転免許証を返納された方に対して、申請により1回のみ年会費の全額を助成します。

令和2年度末 会員数 865人

シ 高齢者見守りネットワーク事業

ひとり暮らしや認知症の高齢者等を対象に、登録番号を記載したキーホルダーを配布し、救急搬送や徘徊等が起きた緊急時に、キーホルダーの番号をもとに住所・氏名等の確認を迅速に行い対応しています。

令和2年3月末配布人数 1,918人(累計)

(3) 介護者支援

ア 家族介護慰労事業

介護保険制度において要介護4又は5に相当する市民税非課税世帯の在宅高齢者であって、過去1年間介護サービスを受けなかったものを介護している家族に対して慰労金(10万円)を支給し、介護者の苦労に報いるものです。

令和2年度 支給状況 1人

イ 高齢者家族支援「探索」サービス事業

認知症高齢者を抱える家族等に対し、認知症高齢者が徘徊した場合に早期発見できるシステムを活用して、その居場所を伝えることにより事故の未然防止及び家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。

対象者

徘徊の恐れのある概ね65歳以上の高齢者(要介護認定を受けた者)を介護している家族

令和2年度利用状況 7台

ウ 家族介護者交流事業

家族を日々介護する者の介護の悩み、精神的・肉体的疲労等による厳しい状況を考慮し、一時的に介護から開放し、観光地や施設見学などの行楽の機会を通じて、介護者の相互の交流、心身の回復を図ることを目的に実施します。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から事業を実施しませんでした。

(4) 生きがい対策

ア 高齢者クラブ活動助成事業

60歳以上の高齢者が加入でき、教養の向上、健康の増進、社会奉仕、地域社会との交流やレクリエーション活動を行う高齢者クラブに対し、活動費を助成します。

令和2年度実績

クラブ数	会員数	補助対象クラブ数	市補助金額
89	3,441	89	3,761 千円

イ 高齢者と子供のふれあい事業

生活文化の伝承活動など、高齢者と児童等との世代間交流活動を推進して、高齢者の生きがいを高めるとともに児童の健全育成を図ります。

令和2年度 21団体で実施

ウ 生きがい対応型デイサービス事業

地域住民等が地域のボランティアの協力のもとに、空き家、空き店舗などを有効に活用し、地域において支援を必要とする高齢者等を対象に地域の実情に応じて行う福祉事業に対して、運営支援を行います。

・令和2年度末現在

全8中学校地区で、計8箇所で開催

(5) 祝賀の制度

ア 敬老事業

高齢者に対して長寿を祝福し敬意を表すため、祝金品を贈呈することにより福祉の増進を図ります。

敬老祝金・記念品等実績

対象者	令和2年度実績	
	人数	記念品等
最高齢者	1人	祝状
100歳	36人	祝状・祝金(2万円)
88歳	773人	祝状
計	810人	

イ 金婚をたたえる集い

結婚50年を迎えられた夫婦に対し、永年社会に貢献された実績に感謝の意を表し、今後も健康で、豊かな生活を営めることを目的とします。

令和2年度 市内会場に 84組を招待

(6) 住宅整備

高齢者住宅整備資金貸付事業

60歳以上の高齢者と同居している世帯の世帯員に対し、高齢者専用の居室等を増築若しくは改築又は改造するために必要な経費の貸付を行い、好ましい家庭関係の維持に寄与することを目的とします。

貸付限度額	償還期間	償還方法
3,000,000円	資金交付の属する月の翌月から起算して10年以内 (6ヶ月の据置期間を含む)	元利均等月賦償還、 元利均等半年賦償還 (繰上償還可)

令和2年度資金貸付中 3人

(7) 老人ホーム等への入所

養護老人ホーム

入所措置の決定については、土浦市老人ホーム入所判定委員会（委員数6名）が行います。

入所措置者 3名（令和2年度末現在）

特別養護老人ホーム

概ね65歳以上の高齢者であって、介護保険制度下における要介護認定において原則要介護3以上の認定を受け、身体若しくは精神上著しい障害があるため、常時の介護を必要とし、居宅において適切な介護を受けることが困難な方が入所します。入所については、各施設で設置した入所判定委員会が決定し、入所者又はその家族と施設との契約により行います。

ケアハウス（軽費老人ホーム）

高齢者向けの住宅機能を有し、高齢者の生活や心身機能の特性を考慮して基本的なサービスは、食事、入浴の準備、緊急時の対応等と最少限となっており、入居者の自主性を尊重した施設です。

(8) 介護支援ボランティア制度事業

市内に住民登録のある65歳以上の方（介護保険第1号被保険者）が、市の指定する市内の特別養護老人ホームで介護支援ボランティア活動を行い、ボランティア活動を通して地域貢献することを奨励・支援し、自身が社会活動を通して介護予防を目指すものです。

また、その活動実績に対して評価ポイントを付与し、申出により評価ポイントに応じた転換交付金を交付しています。

令和2年度実績 登録者数 39人

(9) 老人福祉センター

地域在住の老人に対して各種の相談に応じるとともに、機能回復訓練ならびに健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための施設で地域老人に健康で明るい生活を営む場を提供します。

使用料

使用者区分	使用料
市内居住の60歳以上の方	無 料
市内居住の中学生以上60歳未満の方	300円
市外居住の中学生以上の方	500円
小学生以下の方	無料（免除）

○湖畔荘

施設の概要

所在地	土浦市手野町1892番地1
指定管理者	社会福祉法人 土浦市社会福祉協議会
敷地面積	4,986m ²
建物面積	764.33m ²
構造	鉄筋コンクリート平屋建
設備等	事務室、大集会室、教養娯楽室2、機能回復訓練室、相談室2、浴室2 他
定員	100人
事業開始	昭和56年5月

令和2年度 利用状況

月別	利用 日数	集会室		娯楽室		その他	計 (個人・団体)	利用者 (内訳)	
		回数	人数	回数	人数	人数		無料	有料
4	6	0	0	0	0	67	67	67	0
5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	20	6	68	0	0	656	724	723	1
7	26	8	78	1	3	901	982	979	3
8	24	6	89	0	0	772	861	860	1
9	24	4	57	0	0	775	832	831	1
10	25	4	47	0	0	906	953	950	3
11	21	4	43	0	0	754	797	793	4
12	7	2	40	0	0	222	262	261	1
1	3	1	15	0	0	103	118	116	2
2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	26	4	64	0	0	899	963	961	2
計	182	39	501	1	3	6,055	6,559	6,541	18

○つわぶき

施設の概要

所在地 土浦市中都町一丁目5428番地2
 指定管理者 社会福祉法人 土浦市社会福祉協議会
 敷地面積 5,000m²
 建物面積 717.87m²
 構造 鉄筋コンクリート平屋建
 設備等 事務室、大集会室、相談室、教養娯楽室2、訓練コーナー、浴室2 他
 定員 100人
 事業開始 平成4年9月

保福
健社

令和2年度 利用状況

月別	利用 日数	集会室		娯楽室		学習室		その他	計 (個人・団体)	利用者 (内訳)	
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	人数		無料	有料
4	6	0	0	0	0	0	0	118	118	118	0
5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	20	16	57	40	202	0	0	553	812	804	8
7	26	18	141	50	254	0	0	902	1,297	1,283	14
8	25	7	68	50	206	0	0	1,007	1,281	1,261	20
9	24	13	103	48	192	3	30	971	1,296	1,278	18
10	27	20	143	54	220	5	41	1,058	1,462	1,444	18
11	21	14	129	42	187	2	11	877	1,204	1,191	13
12	7	6	16	14	53	0	0	246	315	311	4
1	3	2	7	6	16	0	0	110	133	131	2
2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	26	21	107	38	92	2	12	1,167	1,378	1,370	8
計	185	117	771	342	1,442	12	94		9,296	9,191	105

○うらら

施設の概要

所在地 土浦市大和町9番2号（総合福祉会館6階）
 指定管理者 社会福祉法人 土浦市社会福祉協議会
 面積 618m²
 構造 鉄筋コンクリート 8階建
 設備等 事務コーナー、大広間、相談室、娯楽室、ロビー兼訓練コーナー、浴室2
 定員 100人
 事業開始 平成9年10月

令和2年度 利用状況

月別	利用 日数	大広間		娯楽室1・2		その他 人数	計 (個人・団体)	利用者(内訳)	
		回数	人数	回数	人数			無料	有料
4	5	5	14	2	10	94	118	118	0
5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	19	19	95	6	22	785	902	901	1
7	26	25	157	6	28	1,219	1,404	1,403	1
8	26	26	176	5	19	1,285	1,480	1,480	0
9	25	25	166	7	30	1,316	1,512	1,511	1
10	27	27	191	7	25	1,487	1,703	1,701	2
11	14	14	103	5	23	821	947	945	2
12	6	6	25	1	2	232	259	258	1
1	2	2	8	1	2	77	87	87	0
2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	25	25	154	7	27	1,138	1,319	1,317	2
計	175	174	1,089	47	188	8,454	9,731	9,721	10

(11) ふれあいセンター

○ふれあいセンター「ながみね」

隣接する清掃センターのごみ焼却時に発生する余熱を有効活用し、高齢者等の生きがい活動施設やデイサービスセンター、更に多くの方々が利用可能な多目的ホール、水中運動を目的とした運動プール、気泡浴の温水利用施設等を整備し、子どもから高齢者まで幅広い年齢層が利用できる複合的福祉施設です。

施設の概要

所在地 土浦市中村西根2078番地1
 指定管理者 株式会社ビート
 面積 敷地 10,355.01m² 建物 2,536.81m²
 構造 鉄筋コンクリート平屋建
 設備等 事務室、運動プール（温水）、多目的ホール、集会室、教養娯楽室
 生きがい工房、浴室2 他
 事業開始 平成15年6月

施設名	利用者区分又は時間区分		利用料金
運動プール 及び浴室	市内に居住する者	小学生以下の者	無 料
		60歳以上の者	150円
		上記以外の者	300円
	市外に居住する者	小学生以下の者	無 料
		上記以外の者	500円
多目的ホール	午 前	9時～12時	1,720円
	午 後	13時～17時	2,505円
	夜 間	18時～21時	2,040円

令和2年度 利用状況

月別	利用 日数	利用 者数	内						訳						
			プール・浴室			多目的ホール		趣味室		教養娯楽室		会議室		その他	
			大人	子供	計	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
4	5	28	0	0	0	1	6	5	11	0	0	0	0	2	11
5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	19	2,399	2,056	110	2,166	11	125	9	26	5	16	2	13	8	53
7	27	4,936	3,918	384	4,302	20	248	19	81	4	21	12	102	15	182
8	26	5,048	4,039	557	4,596	19	226	17	61	5	29	5	47	12	89
9	26	5,332	4,162	388	4,550	32	402	15	51	5	22	10	115	18	192
10	27	5,436	4,334	222	4,556	40	476	20	82	11	47	9	86	18	189
11	22	4,645	3,693	180	3,873	36	419	18	50	8	32	9	79	21	192
12	6	863	767	33	800	3	25	2	14	2	13	0	0	2	11
1	2	313	285	8	293	2	11	1	2	0	0	0	0	1	7
2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	24	3,934	3,229	194	3,423	19	203	13	41	10	32	10	65	18	170
計	184	32,934	26,483	2,076	28,559	183	2,141	119	419	50	212	57	507	115	1,096

(12) 介護保険制度

ア 保険者（制度の運営主体）

この制度の運営主体となる保険者は市町村で、国・県は財政面及び事務面から市町村を支援します。

イ 施行日（制度の始まり）

制度は、平成12年4月1日から施行されました。

ウ 対象者及び保険料

65歳以上の方（第1号被保険者）と、40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方（第2号被保険者）が介護保険に加入します。

【令和3年度の保険料】

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上の方	40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方
給付の対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○寝たきり・認知症等で入浴、排せつ、食事等の日常動作について常に介護が必要な方 ○家事や身支度等の日常生活に支援が必要な方 	<ul style="list-style-type: none"> ○初老期認知症、脳血管障害等の老化に伴う病気によって介護が必要になった方
保険料	<ul style="list-style-type: none"> ○第1段階 13,900円（基準額×0.2） 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税対象となる年金の収入額の合計額が80万円以下、又は、老齢福祉年金受給者、若しくは、生活保護を受けている方 ○第2段階 34,800円（基準額×0.5） 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税対象となる年金の収入額の合計額が80万円超120万円以下の方 ○第3段階 48,700円（基準額×0.7） 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税対象となる年金の収入額の合計額が120万円超の方 ○第4段階 62,600円（基準額×0.9） 同じ世帯の中に市町村民税が課税されている方がいるが、本人は市町村民税が非課税で、前年の合計所得金額と課税対象となる年金の収入額の合計額が80万円以下の方 ○第5段階 69,600円（基準額） 同じ世帯の中に市町村民税が課税されている方がいるが、本人は市町村民税が非課税で、第4段階以外の方 ○第6段階 80,000円（基準額×1.15） 市町村民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が120万円未満の方 ○第7段階 87,000円（基準額×1.25） 市町村民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方 ○第8段階 104,400円（基準額×1.5） 市町村民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 ○第9段階 111,300円（基準額×1.6） 市町村民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方 ○第10段階 118,300円（基準額×1.7） 市町村民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方 ○第11段階 125,200円（基準額×1.8） 市町村民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の方 ○第12段階 132,200円（基準額×1.9） 市町村民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満の方 ○第13段階 139,200円（基準額×2.0） 市町村民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が700万円以上の方 	<p>加入している医療保険の算定方法に基づいて設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ●社会保険に加入している方 <ul style="list-style-type: none"> ○保険料は、給料に応じて変動します。 ○保険料は、事業主と折半になります。 ○健康保険の被扶養者は、加入している医療保険の被保険者が皆で保険料を負担することになりますので、直接の負担はありません。 ●国民健康保険に加入している方 <ul style="list-style-type: none"> ○保険料は、所得・資産等に応じて変動します。 ○保険料と同額の国庫負担があります。
保険料の支払方法	<ul style="list-style-type: none"> ○年金額が18万円以上の方は年金から差し引き、それ以外の方は市に個別に支払います。 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療保険料と一括して支払います。

エ サービスの内容

介護を必要とする場合は、保健・医療・福祉サービスが総合的に受けられます。

居宅サービス

介護予防サービス（要支援1・2の方）	介護サービス（要介護1～5の方）
訪問サービス ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導	訪問サービス ○訪問介護（ホームヘルプサービス） ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導
通所サービス ○介護予防通所リハビリテーション	通所サービス ○通所介護（デイサービス） ○訪問リハビリテーション
短期入所サービス（ショートステイ） ○介護予防短期入所生活介護 ○介護予防短期入所療養介護	短期入所サービス（ショートステイ） ○短期入所生活介護 ○短期入所療養介護
○介護予防特定施設入所生活介護 ○介護予防福祉用具貸与 ○特定介護予防福祉用具販売 ○介護予防住宅改修費支給	○特定施設入所者生活介護 ○福祉用具貸与 ○特定福祉用具販売 ○住宅改修費支給

施設に入所してのサービス

	介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム） 日常生活で常に介護が必要で、在宅での適切な介護が困難な場合に入所し、必要な介護サービスを受けられます。 介護老人保健施設 （老人保健施設） 病状が安定し、家庭へ戻れるように、リハビリを中心とする医療ケアと介護を受けることができます。 介護療養型医療施設 ○療養型病床群 ○老人性認知症疾患療養病棟 長期にわたる療養や介護が必要な場合に入所します。 介護医療院 長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に受けることが出来ます。
--	---

地域密着型サービス

地域密着型介護予防サービス	地域密着型サービス
○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護 （グループホーム ※要支援2の方のみ）	○夜間対応型訪問介護 ○地域密着型通所介護（デイサービス） ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ○地域密着型特定施設入所者介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○看護小規模多機能型居宅介護

オ 居宅サービスの要介護状態区分と利用限度額

居宅サービスは、介護の必要度（要介護状態区分）に応じて給付額に限度があります。限度額は、要介護状態区分ごとに以下のように決められています。

サービス利用者は、利用限度額の範囲内で実際に利用した費用の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）を負担しますが、限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた分の費用は全額自己負担となります。

「福祉用具購入費の支給」と「住宅改修費の支給」については、サービスごとの利用限度額が別に定められます。

居宅サービスの要介護状態区分と利用限度額

区 分	状 況	利用限度額
要支援1	日常生活上の基本動作については、ほぼ自分で出来るが、予防のために支援を要する状態	50,320円
要支援2	要支援1の状態から手段的に日常動作を行う能力が低下し、何らかの支援が必要な状態	105,310円
要介護1	食事、排せつ、着替えは何とか自分でできるが、何らかの支援又は部分的な介護が必要な状態	167,650円
要介護2	食事、着替えは何とか自分でできるが、排せつは一部手助けが必要な状態	197,050円
要介護3	食事、排せつ、着替えのいずれも一部手助けが必要な状態	270,480円
要介護4	重度の認知症状があり、食事、排せつ、着替えのいずれも全面的な手助けが必要な状態	309,380円
要介護5	ねたきりの状態で、寝返りもできず、食事、排せつ、着替えのすべてに全面的な手助けが必要な状態	362,170円

※上記の支給限度額は、標準地域のもので、地域差は勘案していません。

【短期入所サービス利用時の注意点】

- * 短期入所サービスを連続して30日を超えて利用することはできません。
- * 短期入所サービスの利用日数は要介護認定有効期間の概ね半数を超えない利用となります。

福祉用具の貸与・購入費の支給、住宅改修の支給内容

サービスの種類	支 給 の 対 象	サービスの利用限度額
福祉用具の貸与	車いす、車いすのクッション、電動補助装置等の付属品、特殊寝台、特殊寝台のマットレス、サイドレール、介助用ベルト等の付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖、認知症老人徘徊感知器、移動用リフト（吊り具の部分を除く）、自動排泄処理装置	居宅サービスの利用限度額に含まれます。
福祉用具購入費の支給	腰掛便座、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトの吊り具部分、自動排泄処理装置の交換可能部品	要介護状態区分にかかわらず、利用できる上限額は1年間に10万円となります。
住宅改修費の支給	手すりの取り付け、段差の解消、滑りの防止、引き戸等への扉の取替、洋式便器への取替	要介護状態区分にかかわらず、利用できる上限額は20万円となります。

カ 施設サービスの平均利用額と自己負担

施設サービスは、介護サービス費の1割負担（一定以上の所得のある方は2割又は3割）のほかに、食事・居住費の費用と日用品費が自己負担となります。

区 分	平均利用額（1割負担分）	食事・居住費の費用
特別養護老人ホーム	17,190円～27,870円（1か月30日で計算）	施設との契約によって決まります。
老人保健施設	21,420円～30,270円（1か月30日で計算）	施設との契約によって決まります。
介護療養型医療施設	17,790円～34,980円（1か月30日で計算）	施設との契約によって決まります。
介護医療院	21,420円～41,370円（1か月30日で計算）	施設との契約によって決まります。

※施設サービスの利用額は、施設や要介護状態区分に応じて異なります。

キ 利用者負担等の減額制度

介護保険では、認定を受けた利用者がサービスを利用した場合、費用の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）を負担していただくほか、施設サービスなどでは食費・居住費・日常生活費の実費を負担していただきますが、負担が高額になったり、所得の低い方などの負担が大きくならないよう利用者負担等の減額制度が設けられています。

また、国が市町村（保険者）を支援して実施する低所得者対策に加え、本市が独自に実施する低所得者対策により、低所得者の負担の軽減をしています。

(ア) 高額介護（居宅支援）サービス費の支給

介護保険によるサービス利用者に対して一定の負担限度額を設けて、その金額を超えた部分を申請により返還する「高額介護サービス費」が支給されますが、低所得者に対しては、さらに低い限度額が設定されます。（福祉用具購入、住宅改修費、施設サービスでの居住費・食費等の負担額は、高額介護サービスの支給対象にはなりません。）

介護保険自己負担の上限額（高額介護サービス費）

対象者	上限額(世帯合算)
課税所得約690万円(年収約1,160万円)以上の方※	140,100円
課税所得380万円(年収約770万円)以上 約690万円(年収約1,160万円)未満の方※	93,000円
課税所得145万円(年収約383万円)以上 約380万円(年収約770万円)未満の方※	44,400円
一般世帯	44,400円
世帯全員が住民税非課税世帯	24,600円
住民税非課税世帯で、本人の合計所得金額 +課税年金収入額が80万円以下の方	15,000円
生活保護の受給者、 住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者	15,000円

※令和3年8月利用分から

(イ) 旧措置制度による特別養護老人ホーム入所者の減免制度

これまでの措置制度による特別養護老人ホーム入所者の中には、身寄りが無い等の低所得者が多い事から経過措置として、所得に応じ利用者負担が軽減されます。

(ウ) 居住費・食費の軽減制度

施設へ入所した場合、居住費・食費の負担額は施設と利用者の契約により決められますが、所得の低い方については、所得状況に応じた自己負担限度額に軽減されます。

なお、次の①②のいずれかに該当する場合は軽減の対象になりません。

- ①住民税非課税世帯でも、世帯が分離している配偶者が住民税課税者の場合
- ②住民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も住民税非課税)でも、預貯金等が下記の額を超える場合
第1段階及び第2号被保険者(40～64歳)の方: 単身1,000万円, 夫婦2,000万円
第2段階: 単身650万円, 夫婦1,650万円
第3段階①: 単身550万円, 夫婦1,550万円
第3段階②: 単身500万円, 夫婦1,500万円

自己負担限度額(月額)

利用者負担段階	居 住 費				食 費	
	ユニット型 個室	ユニット型 準個室	従来型個室	多床室	施設入所	ショートステイ
第1段階 本人及び世帯員全員が住民税非課税であり、老齢年金の受給者、生活保護の受給者	820円	490円	特別養護老人ホーム320円 介護老人保健施設490円	0円	300円	300円
第2段階 本人及び世帯員全員が住民税非課税であり、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	820円	490円	特別養護老人ホーム420円 介護老人保健施設490円	370円	390円	600円
第3段階① 本人及び世帯員全員が住民税非課税で合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方	1,310円	1,310円	特別養護老人ホーム820円 介護老人保健施設1,310円	370円	650円	1,000円
第3段階② 本人及び世帯員全員が住民税非課税で合計所得金額+年金収入額が120万円超の方					1,360円	1,300円

※年金収入額については、課税年金と非課税年金(遺族年金や障害年金など)の収入額を勘案します。

(エ) 本市が実施する低所得者対策

国が実施する訪問介護（ホームヘルプサービス）の利用者負担軽減措置に合わせ、障害者に対し、利用者負担を減免しています。

また、社会福祉法人の提供するサービス利用の利用者負担軽減対策は、訪問介護（ホームヘルプサービス）、通所介護（デイサービス）、短期入所生活介護（ショートステイ）の各サービスの利用者及び施設入所者に対し、利用者負担額を $\frac{1}{2}$ に減額しています。

① 訪問介護（ホームヘルプサービス）の利用者負担減額制度

申請をしてこの認定を受けると、訪問介護及び介護予防訪問介護の利用者負担額（一割負担分）が免除になります。対象となる方は次のとおりです。

対 象 者	利 用 者 負 担
<p>○障害者総合支援法によるホームヘルプサービスの利用において、境界層該当として定率負担額が0円となっている方で、平成18年4月1日以降に次のいずれかに該当することとなった方</p> <p>(1) 65歳到達以前のおおむね1年間に障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた方で、65歳に到達したことで要介護または要支援の認定を受けた方。</p> <p>(2) 40歳から64歳までの方で、要介護または要支援の認定を受けている方</p>	利用者負担額を全額免除

② 社会福祉法人等利用者負担減額事業

申請をしてこの認定を受けると、減額実施の申し出のあった社会福祉法人による対象サービスを利用する際、介護保険の利用者負担額（一割負担分）等の料金が減額になります。対象となる方、対象サービス、及び減額の内容は次のとおりです。

社会福祉法人等による利用者負担減額措置

対 象 者	
世帯全員が市町村民税非課税の方のうち、前年中に所得がなかった方で、当該社会福祉法人が減額の必要を認めた方、かつ介護保険料の滞納がない方。所得控除の扶養対象者となっていない方。	
対象サービス	利用者負担
<p>○訪問介護 ○基準型訪問サービス ○夜間対応型訪問介護 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p>	(利用者負担) × $\frac{1}{2}$ に減額 *なお、「訪問介護利用者負担減額措置」と併用して減額を受けることはできません。
<p>○通所介護 ○基準型通所サービス ○認知症対応型通所介護 ○介護予防認知症対応型通所介護 ○地域密着型通所介護</p>	(利用者負担+食費) × $\frac{1}{2}$ に減額
<p>○短期入所生活介護 ○介護予防短期入所生活介護</p>	(利用者負担) × $\frac{1}{2}$ に減額
<p>○小規模多機能型居宅介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○看護小規模多機能型居宅介護</p>	(利用者負担+食費) × $\frac{1}{2}$ に減額
<p>○介護老人福祉施設 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p>	(利用者負担) × $\frac{1}{2}$ に減額

※被保護者（生活保護受給者）の方については、「短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型老人福祉施設入所者生活介護」の居住費（従来型個室、ユニット型準個室）のみ、この事業の適用となり、利用者負担は「免除」となります。

ク 介護保険対象外の市の独自サービス

(ア) 居宅介護サービス利用者負担額助成事業

本市では、居宅サービスを利用したときに負担する利用者負担額の一部を助成することにより、居宅サービスの利用の促進を図るとともに当該利用者の生活を支援しています。

対 象 者	世帯全員が市町村民税非課税の方、前年中に所得がなかった方（地方税法の規定による合計所得金額0円以下の方）、介護保険料の滞納がない方、以上の条件に全て該当する方
対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防福祉用具貸与、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、基準型訪問サービス、基準型通所サービス
助 成 額	利用者負担額の1/2に相当する額
給 付 方 法	償 還 払 い (いったん利用者負担額の全額を支払い、後から請求により助成額分を給付します。)

(イ) 居宅介護サービス特別事業

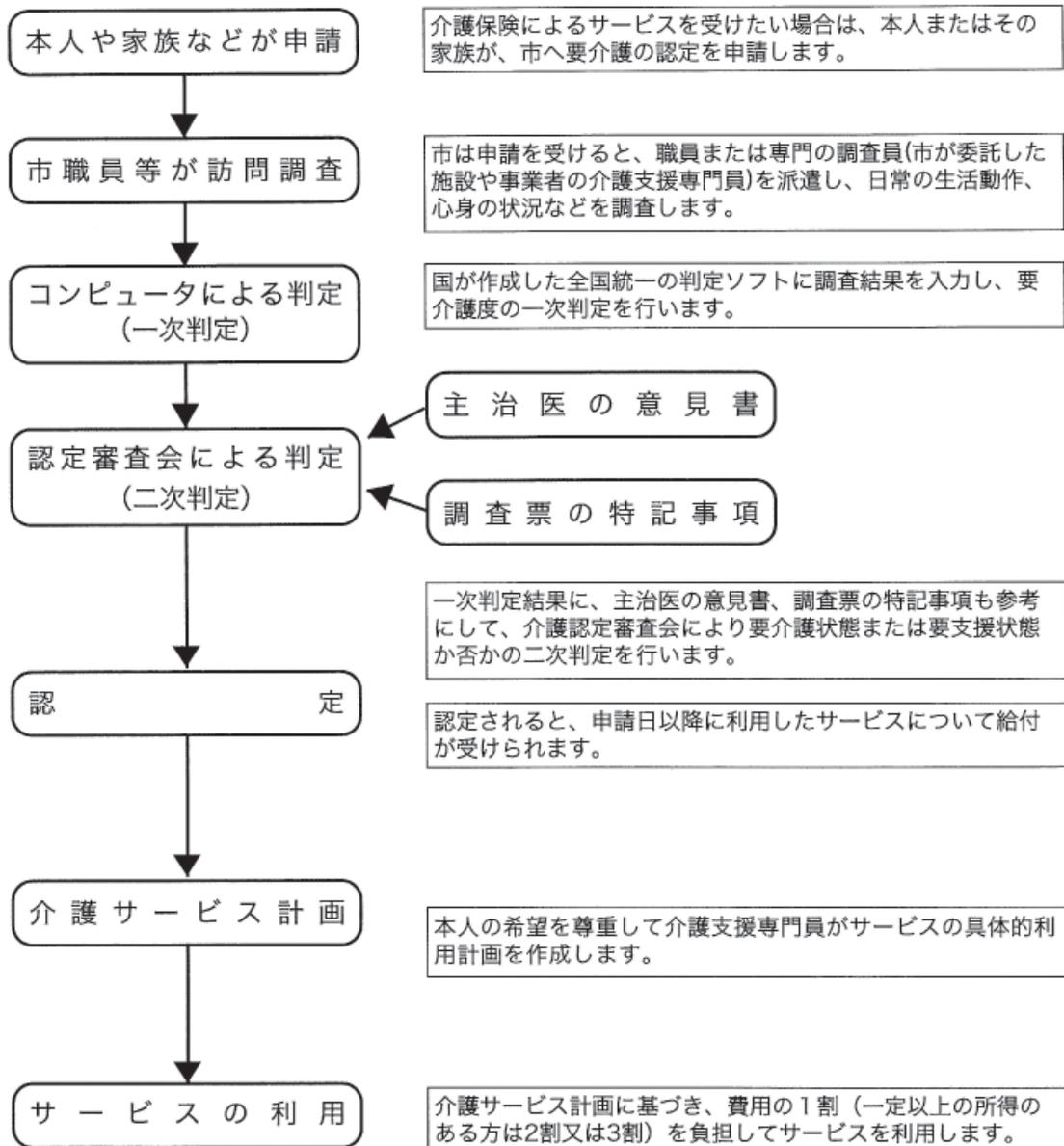
重度の要介護認定者については、介護の手間がかかり介護者の精神的、肉体的負担も多く、仮に介護保険の限度額を超えてサービスの利用を希望した場合には、費用負担も大きくなることが考えられます。

このような状況を緩和するため、本市では要介護4・5の方について、介護保険の給付に上乗せして給付を行っています。

対 象 者	要介護4	要介護5
上 乗 せ 額	3万円 (限度額の約10%上乗せ)	5万円 (限度額の約15%上乗せ)
本 人 負 担	2 割	
給 付 方 法	償 還 払 い (いったん費用の全額を支払い、後から請求により助成額分を給付します。)	
利 用 条 件	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険での利用限度額を超過して利用した費用に限る。 ・対象サービスは、介護保険の居宅サービスと同様とする。 	

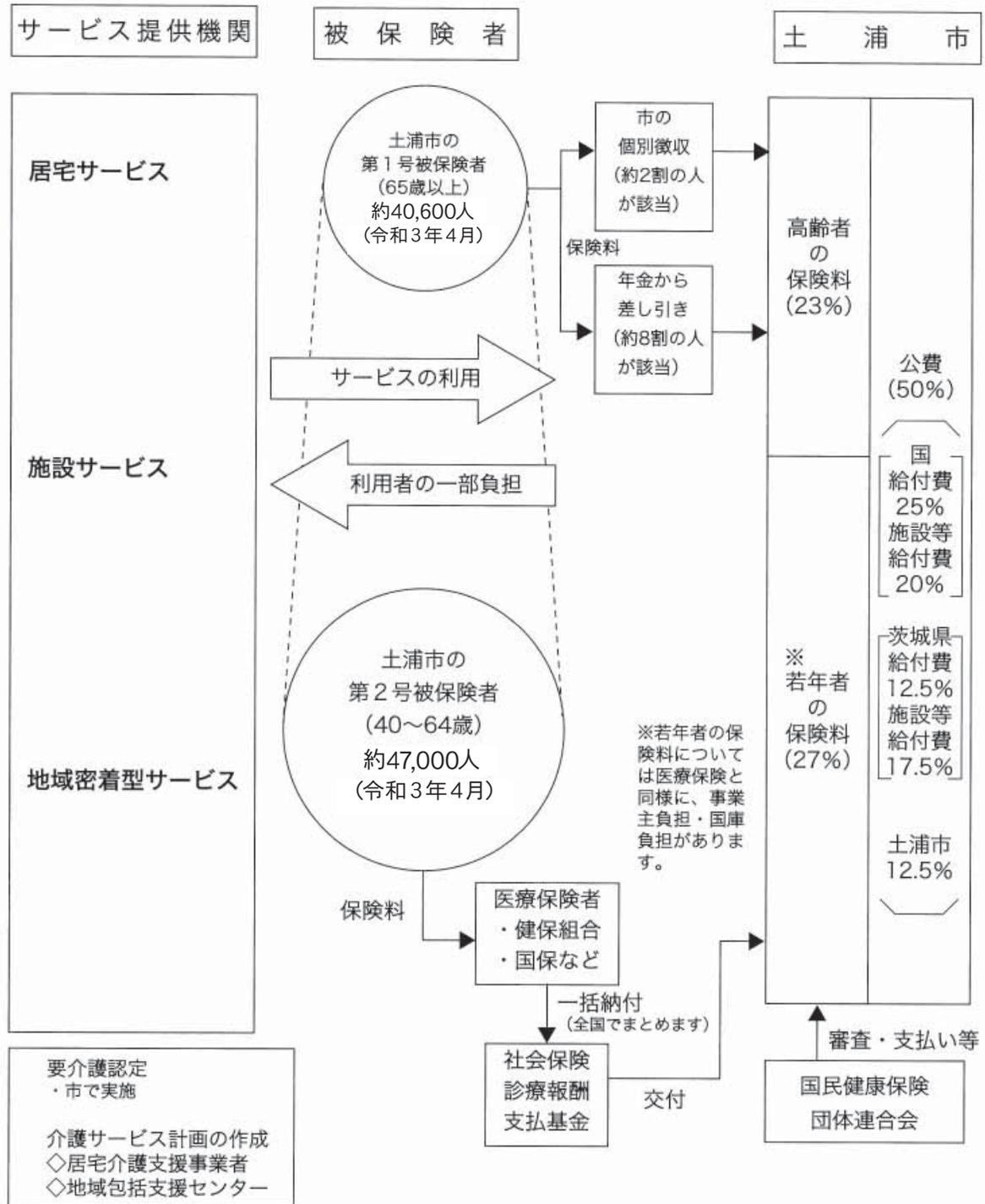
ケ サービス利用手続き

ねたきりや認知症などで介護が必要となったときや、日常生活に支援が必要になったときは、本人またはその家族が介護を必要とする状況を判断してもらうために、市に要介護認定の申請を行う必要があります。



※要介護認定は、一定期間ごとに見直しがあります。また状態に変化のあったときは、期間の途中でも要介護度変更の判定を受けることができます。

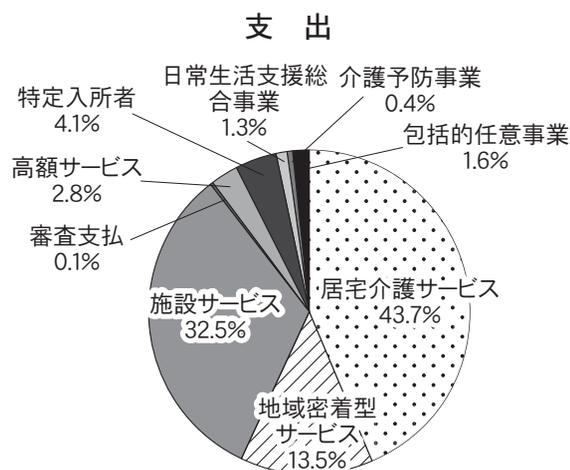
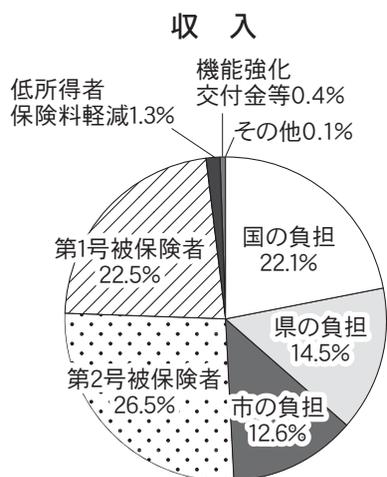
コ 介護保険制度の仕組み



保福
健社

サ 令和2年度の状況

(ア)財源(収入)と給付(支出)内訳



単位:千円

単位:千円

国の負担金	2,483,219
県の負担金	1,625,124
市の負担金	1,414,521
第2号被保険者の保険料	2,979,713
第1号被保険者の保険料	2,527,864
低所得者保険料軽減負担金	151,263
保険者機能強化推進交付金等	46,090
その他の収入	1,401
合計	11,229,195

居宅介護サービス	4,913,101
地域密着型サービス	1,515,217
施設サービス	3,648,220
審査支払い手数料	9,002
高額サービス	315,208
特定入所者介護サービス	460,776
日常生活支援総合事業	146,257
一般介護予防事業	47,156
包括的支援事業・任意事業	174,258
合計	11,229,195

(イ)第1号被保険者数

年齢区分	人数
65歳以上75歳未満	20,251
75歳以上	20,424
合計	40,675

(ウ)所得段階別第1号被保険者数

所得段階	被保険者数	構成比
第1段階	6,801	16.7%
第2段階	2,742	6.7%
第3段階	2,571	6.3%
第4段階	6,083	15.0%
第5段階	5,039	12.4%
第6段階	5,635	13.9%
第7段階	5,916	14.5%
第8段階	3,007	7.4%
第9段階	1,147	2.8%
第10段階	544	1.3%
第11段階	1,190	2.9%
合計	40,675	100%

(工) 要介護・要支援認定者数 (令和3年3月末)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	認定率
第1号被保険者	504	703	1,563	1,408	1,084	817	607	6,686	16.4%
65歳以上75歳未満	68	89	178	177	127	83	76	798	2.0%
75歳以上	436	614	1,385	1,231	957	734	531	5,888	14.5%
第2号被保険者	6	7	41	36	21	11	15	137	
計	510	710	1,604	1,444	1,105	828	622	6,823	

*認定率は、第1号被保険者に対する認定者の割合となります。

(オ) 居宅介護(支援)サービス受給者数 (令和3年3月)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	122	257	1,098	1,034	599	376	234	3,720
第2号被保険者	2	3	29	30	12	6	4	86
計	124	260	1,127	1,064	611	382	238	3,806

(カ) 地域密着型サービス受給者数 (令和3年3月)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	1	3	209	223	172	115	65	788
第2号被保険者	0	0	4	2	3	1	1	11
計	1	3	213	225	175	116	66	799

保
福
健
社

(キ) 施設介護サービス受給者数 (令和3年3月)

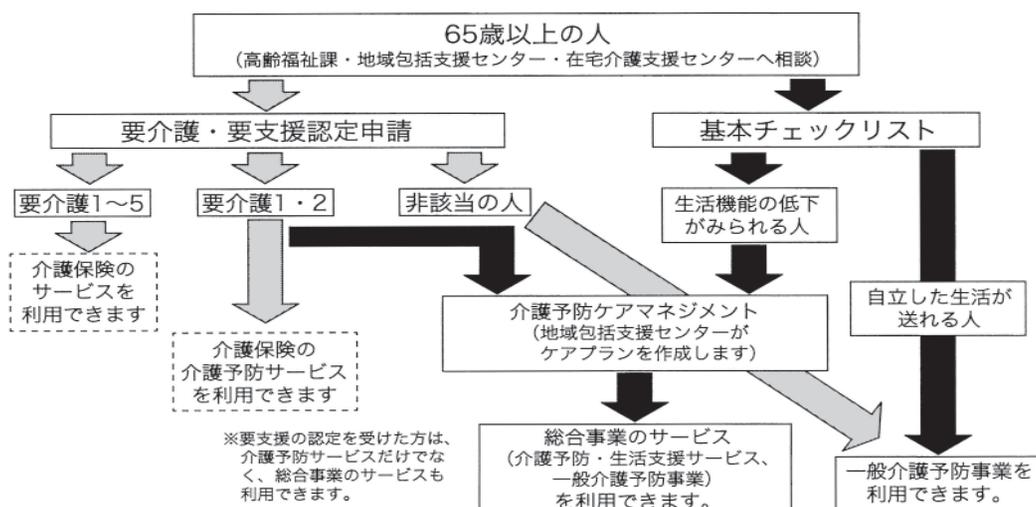
	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	計
第1号被保険者	705	436	7	1,148
第2号被保険者	3	13	0	16
計	708	449	7	1,164

(13) 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)とは、健康維持のための運動教室や、多様な主体による、多様なサービスを取り入れた、要支援者等を対象にした介護予防施策です。(平成29年度開始)

下記の流れのとおり、生活機能等を確認するため25項目の質問事項による「基本チェックリスト」を実施し、一定の基準を満たした方が事業対象者となります。

要支援認定を受けている方及び事業対象者は、介護予防・生活支援サービス、一般介護予防サービスを利用することができます。(一般介護予防事業については、一般高齢者も利用可能)



イ 介護予防・生活支援サービス

訪問型サービス

サービスの種類	内 容	利用者負担
現行相当の訪問サービス (基準型訪問サービス)	これまでの介護予防訪問介護。身体介護・生活援助サービスを利用できます。	介護給付によるサービスと同様 (利用単価の1～3割)
緩和した基準による訪問サービス (緩和型訪問サービス)	ボランティア又は会員が自宅に訪問し、家事援助サービス(調理・買い物・掃除の代行等)を提供します。(シルバー人材センター、社会福祉協議会で実施)	100円/1時間

通所型サービス

サービスの種類	内 容	利用者負担
現行相当の通所サービス (基準型通所サービス)	これまでの介護予防通所介護。通所介護事業所において機能訓練等のサービスを利用できます。	介護給付によるサービスと同様 (利用単価の1～3割)
緩和した基準による通所サービス (緩和型通所サービス)	市の指定を受けた介護事業所などがミニディサービス、運動、レクリエーションなどを提供します。	介護給付によるサービスと同様 (利用単価の1～3割)

ウ 一般介護予防事業

介護予防普及啓発事業

はつらつ元気講座	保健センターや各中学校地区の公民館などで、運動・認知機能・口腔ケア・栄養等に関する講話と運動指導を行います。
認知力アップ教室	保健センター・各中学校地区の公民館などで実施する、認知機能の低下を予防する教室です。

地域介護予防活動支援事業

事業の名称	内 容	利用者負担
シルバーリハビリ 体操教室	各中学校地区の公民館などで、ボランティアが指導する住民主体の介護予防教室です。	無料
介護支援ボランティア 制度事業	介護施設などでのボランティア活動を通じて、社会参加・地域貢献を行うとともに、自らの心身の健康の保持や増進につながる介護予防を支援します。活動実績にポイントを付与し、それに応じた転換交付金を交付します。	無料
生きがい対応型 デイサービス	各中学校地区に1箇所、健康や生きがいづくりのための趣味活動を行う施設です。週6日(日曜日、祝日休み)	100円/日
介護予防応援事業	高齢者の通いの場に出向き、運動・認知症・口腔ケア等の講話や運動指導を行い、また、介護予防体操のマニュアルを配付し、個人・地域単位による介護予防の取組を応援します。	無料

(14) 地域包括支援センター

ア 地域包括支援センターとは

高齢者の方が住み慣れた地域で安心した生活が続けられるよう支援を行う総合相談機関です。ここでは、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員が中心となり、適切なサービスを提供します。

イ 地域包括支援センター

○土浦市社会福祉協議会 地域包括支援センターうらら TEL 824-0332

担当区域：1中地区、3中地区、4中地区、6中地区

○医療法人社団青洲会 地域包括支援センターかんだつ TEL 869-7035

担当区域：2中地区、5中地区、都和地区、新治地区

相談窓口開設時間 平日(月～金) 午前8時30分～午後5時15分

ウ 事業と内容

(ア) 要支援認定者等のケアプラン作成

①介護予防支援

要支援1・2と判定された方で、予防給付のサービスを利用した場合のケアマネジメントです。

令和2年度実績(単位：件)

	包括うらら	包括かんだつ
延べ件数	2,697	3,088

②介護予防ケアマネジメント

要支援1・2と判定された方及び基本チェックリストにより総合事業の対象者となった方に対する、介護予防生活支援サービス及び一般介護予防事業を利用した場合のケアマネジメントです。

令和2年度実績（単位：件）

	包括うらら	包括かんだつ
延べ件数	3,187	1,392

(イ) 総合相談支援

高齢者の方に関する様々な相談を受けて、どのような支援が必要かを把握し適切なサービスにつなぎます。

令和2年度 相談実績（延べ件数）

	包括うらら	包括かんだつ
総合相談	6,009	7,553

(ウ) 権利擁護に関する支援

高齢者虐待への対応、悪質な訪問販売等による消費者被害の防止、成年後見人制度の活用により、高齢者の方の権利を擁護します。

令和2年度 相談実績（延べ件数）

	包括うらら	包括かんだつ
権利擁護・虐待防止	457	358

(エ) 包括的・継続的ケアマネジメント

介護に係わる介護支援専門員等の方を対象に、充実したケア体制を作るための指導や助言、関係機関との調整を行います。

令和2年度 相談実績（延べ件数）

	包括うらら	包括かんだつ
包括的継続的ケアマネジメント	444	344

エ 地域包括支援センターブランチ（在宅介護支援センター）

地域包括支援センターの地域における相談窓口として、身近なところで、気軽に専門家に相談できるとともに、必要な保健福祉サービスが受けられるよう、相談員や看護師等を配置し、24時間体制で相談を受けています。

令和2年度利用状況（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

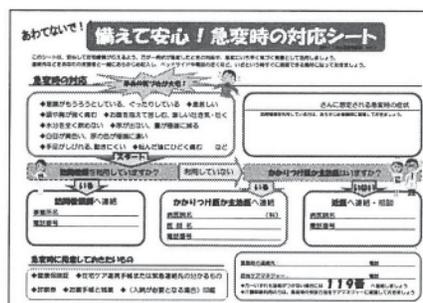
		滝の園	協同病院	静霞園	もりの家	飛羽ノ園	神立病院	やすらぎの園	はなのえん	憩いの里	合計
相談方法 (延)	(1)電話	120	370	77	542	205	76	100	263	139	1,892
	(2)来所	1	33	0	16	6	5	9	7	10	87
	(3)訪問	123	127	71	351	144	49	128	101	149	1,243
	計	244	530	148	909	355	130	237	371	298	3,222

(15) 在宅医療・介護連携拠点事業

在宅医療と介護を一体的に提供できるよう、下記の事業を実施し、多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療と介護の支援体制を構築します。

(ア) 医療・介護関係者の情報共有の支援

在宅医療において、関わりのある専門職との情報共有支援ツール、「在宅ケア連携手帳」と、在宅において病気の急変時の連携体制を円滑にするための「急変時の対応シート」を作成、配布を行っています。



(イ) 医療・介護関係者の研修

多職種連携強化、スキルアップを目的に、本市独自の研修会「つちうLabo」を開催しました。

	開催日	場 所	内 容	参加者数
第1回	R2. 8.25(木)	土浦市消防本部3階講堂	「情報共有ツールについて」	36
第2回	R2.10.22(水)	新治地区公民館1階集会室	「在宅療養を支える薬剤管理」と「元気な時からの人生会議」	24
第3回	R2.11.12(水)	新治地区公民館1階集会室	「高齢者の権利擁護について」	29

(ウ) 市民への普及啓発

テーマ 「在宅医療/介護連携/看取り」～ピア まちをつなぐもの～
 日 時 令和3年3月29日(土) 午後2時～午後4時10分
 場 所 茨城県県南生涯学習センター 中講座室
 参加者 22人

(16) 認知症施策推進事業

認知症の人の意志が尊重され、住み慣れた地域で自分らしくくらし続けることができる地域づくりを目的に、主に認知症の初期の段階の方への支援、介護者への支援を行います。

(ア) 認知症初期集中支援チーム（平成28年10月～）

医療・介護の専門職員と認知症サポート医によりチームを編成し、主に認知症の疑いのある方や認知症の初期の段階の方で、かつ、継続的な医療や介護に繋がっていない方を対象に適切な支援を行います。

対応件数 24件（令和3年3月末）

(イ) 認知症カフェ「ふれあい茶屋」（平成28年10月～）

認知症の方の社会性の維持、介護者の情報共有の場として活躍する認知症カフェを市内2カ所で開催しています。

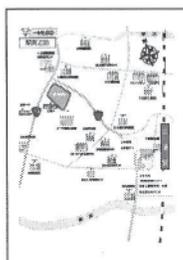
名 称	場 所	開催日時	参加者人数（人）
ふれあい茶屋 「おらが里」	土浦市沢辺1423-1 新治総合福祉センター内	毎月第1水曜日 13:00～14:00	21
ふれあい茶屋 「さくら」	土浦市大和町9-1 土浦市役所2階研修室	毎月第3月曜日 14:00～15:00	41

(ウ) 「よくわかる認知症ガイドブック」、「認知症ケアパス」の発行

認知症の方の在宅生活を支える地域支援を掲載した冊子「よくわかる認知症ガイドブック」と認知症の容態に応じて適切なサービス等が確認できる「認知症ケアパス」を配付しています。



よくわかる認知症ガイドブック



認知症ケアパス

(エ) 認知症サポーター養成講座事業

認知症について正しい知識をもち、認知症の人や家族を応援し、だれもが暮らしやすい地域を作っていくために、ボランティア（認知症サポーター）の育成講座を開催しています。

また、認知症サポーターとの協働事業の推進を目的に、認知症サポーター・フォローアップ研修を実施しています。

○ 認知症サポーター養成講座

開催回数 7回

受講者数 394人

○ 認知症サポーターフォローアップ研修

開催回数 1回

受講者数 27人

(17) 土浦市生活支援担い手養成講座（生活支援体制整備事業）

地域包括ケアシステム構築の推進においては、互助力の活性化、生活支援の担い手の養成は必要不可欠です。

また、多様な主体による生活支援サービスの提供においても、介護保険に関する知識や、生活支援の手法などを習得する必要があることから、生活支援の担い手を養成する講習会を開催しました。

※令和2年度につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、開催中止といたしました。

7 土浦市社会福祉協議会

役員理事 18人 監事 2人 評議員 39人（令和3年4月1日現在）

- 事業
- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - (2) 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助
 - (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - (4) 第1号から前項までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
 - (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
 - (6) 共同募金事業への協力
 - (7) 福祉サービス利用援助事業
 - (8) ボランティア活動の振興
 - (9) 老人福祉センターの管理・運営
 - (10) 福祉バスの管理運行事業
 - (11) 生活福祉資金貸付事業
 - (12) ふれあい福祉資金（小口資金）貸付事業
 - (13) 訪問介護事業
 - (14) 障害福祉サービス事業
 - (15) 介護予防・日常生活支援総合事業
 - (16) 移動支援事業
 - (17) 障害者相談支援事業
 - (18) 心配ごと相談事業
 - (19) 地域活動支援センター事業
 - (20) 土浦市障害者虐待防止センター事業
 - (21) 成年後見センターつちうら事業
 - (22) 生活困窮者自立支援事業
 - (23) 子育て援助活動支援事業
 - (24) 生活支援体制整備事業
 - (25) 地域力強化推進事業
 - (26) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業
 - (27) 障害者自立支援センターの管理・運営
 - (28) 土浦市社会福祉センターの管理・運営
 - (29) 土浦市新治総合福祉センターの管理・運営
 - (30) 地域包括支援センターうららの運営
 - (31) その他この法人の目的達成のため必要な事業

(1) 生活福祉資金

目的 低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立、生活意欲の助長促進並びに社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする。

○貸付状況（令和2年度）

資金種類	件数	金額(円)
緊急小口資金	6	592,000
福祉資金（福祉費）	1	60,000
計	7	652,000

○新型コロナウイルス感染症の影響による特例貸付の申請状況

資金種類	申請件数	金額(円)
緊急小口資金	1,886	358,880,000
総合資金支援	1,224	635,540,000
総合資金支援(延長)	183	95,700,000
総合資金支援(再貸付)	162	85,250,000
計	3,455	1,175,370,000

(2) ふれあい福祉資金

緊急に経済的な援護を必要とする生活困窮者に対し、資金を交付又は貸与することにより当面の事態を乗り切り、自立更生を図ることを目的とする。

対象 ・土浦市内に居住し、かつ、低所得世帯に属する者。
・社会的に援助が必要であると認められる者。

資金の限度額 特に必要と認められる場合100,000円を限度とする。

償還期限 貸付の日の属する月の翌月から起算して3年以内

償還方法 均等月賦償還

貸付利子 無利子

○貸付等の状況(令和2年度)

区分	件数	金額(円)
交付金	0	0
貸付金	77	960,968
計	77	960,968

保
福
健
社

(3) 災害見舞金

災害を被った世帯に対し、見舞金を支給することにより、福祉の増進を図ることを目的とする。

見舞金の額

全焼又は全壊 20,000円

半焼又は半壊 10,000円

床上浸水 5,000円

○支給状況(令和2年度)

区分	件数	金額(円)
全焼	3	60,000
半焼	1	10,000
計	4	70,000

(4) ボランティアセンター

目的

地域住民のボランティア活動に関する理解と関心を深め、組織的なボランティア活動の推進と人材の育成を図るとともに、市民の善意を適正かつ効果的に活用し、社会福祉の増進を図ることを目的とする。

事業

- ボランティアに関する啓発及び普及
- ボランティアの登録及び斡旋
- ボランティアに対する援助
- ボランティアグループの組織化と育成
- 善意金品等の預託及び配分

○ボランティア保険等の加入(令和2年度)

区分	加入者数
ボランティア活動保険	1,420人

○善意銀行（令和2年度）

福祉の増進を目的とする団体等が行う事業や、地域福祉を支援するために預託された寄付金及び物品を受取及び管理並びに払出しする事業。

指定預託と払出

区 分	前年度繰越金 (円)	預 託		払 出		次年度繰越金 (円)
		件数	金 額(円)	件数	金 額(円)	
障 害 福 祉	3,232,236	0	0	0	0	3,232,236
高 齢 福 祉	32,926,036	0	0	0	0	32,926,036
児 童 福 祉	546,375	2	200,000	0	0	746,375
ボランティア	67,390	0	0	0	0	67,390
交 通 遺 児	887,357	0	0	4	524,000	363,357
福 祉 全 般	7,136,515	30	11,239,759	1	1,681,448	16,694,826
福 祉 団 体	47,199	3	152,376	3	152,376	47,199
福 祉 施 設	0	0	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0	0
計	44,843,108	35	11,592,135	8	2,357,824	54,077,419

物 品

区分	件数	預 託	払 出
古切手、書き損じハガキ等		64	64
生活用品類（マスク・タオル等）		23	23
食品類（米・野菜・保存食等）		36	36
その他		15	15
合 計		138	138

(5) おせち料理の配付（歳末たすけあい配分事業）

○期 日 12月28日

○場 所 総合福祉会館

○対 象 者 宅配型食事サービス利用者でおせち料理配付を希望する方、および年末の安否確認が必要と思われる方でこれを希望する方（市配食サービス利用者は除く）。但し、生活保護受給者については、社会福祉課ケースワーカーに必要なの有無を確認し、選定する。

○協 力 者 宅配型・会食型食事サービスボランティア

○配食世帯数 152世帯

○協力者数 35人

(6) 地域介護教室

福祉教育の活きた土壌づくりと助け合い支えあう地域社会づくりを進めながら、高齢者や障害者への理解を深めることを目的とする。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

(7) おもちゃライブラリー事業

障害児の身体能力、感覚、言語等の発達を促進し、障害児の各発達段階を助長するため、障害児に適したおもちゃの製作、貸出し、展示等を実施することにより障害児の福祉増進に資することを目的とする。

個人貸出の状況（令和2年度）

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
利用人数	0	0	4	8	6	2	0	1	0	0	0	0	21
貸出点数	0	0	0	3	4	6	0	0	0	0	0	0	13

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止（4月、5月、12月、2月）

団体貸出の状況（令和2年度）

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
利用団体数	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	3
貸出点数	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	8

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止（4月、5月、12月、2月）

(8) 心配ごと相談事業

心配ごと相談の状況（令和2年度）

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
開設日数	4	3	4	5	4	5	4	4	4	4	4	5	50
相談員出席数	0	0	0	10	7	9	8	4	0	0	0	0	38
相談者数	0	0	0	4	6	9	5	3	0	3	2	4	36

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため事務局で対応（4～6月、12月～3月）

(9) ふれあいネットワーク

ア ケース検討

(令和2年度)

No.	区 分	スクラムネット	ふれあい調整会議	計
1	介護保険給付対象者	14	6	20
2	ひとり暮らし高齢者	9	0	9
3	その他要援護高齢者	8	5	13
4	身体障害者	0	0	0
5	知的障害者	2	0	2
6	精神障害者	13	6	19
7	難病患者	0	0	0
8	子育て親等	11	2	13
9	終末期患者	0	0	0
10	D V 被害者	0	0	0
11	ひきこもり	4	3	7
12	その他	4	1	5
	計	65	23	88

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止（4～6月、11月中旬～2月）

イ ふれあい調整会議（2カ月に1回開催）

中学校区ごとに支援を必要とする全ての住民やその家族に対し、医師、看護師、保健師、民生委員児童委員、各種相談員が専門的な立場から支援の方向性を検討する。

（令和2年度）

No.	区 分	一中地区	二中地区	三中地区	四中地区	五中地区	六中地区	都和地区	新治地区	計
1	介護保険給付対象者	1	0	0	0	0	2	2	1	6
2	ひとり暮らし高齢者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	その他要援護高齢者	0	2	2	0	1	0	0	0	5
4	身体障害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	知的障害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	精神障害者	0	2	0	0	1	0	0	3	6
7	難病患者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	子育て親等	1	0	0	1	0	0	0	0	2
9	終末期患者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	D V 被害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	ひきこもり	0	1	0	0	0	1	1	0	3
12	その他	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	計	2	5	2	2	2	3	3	4	23

ウ スクラムネット（1カ月に1回の定例会議と必要に応じた会議を随時開催）

中学校区ごとに支援を必要とする全ての住民やその家族に対し、福祉事務所、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、社会福祉協議会などが実務者レベルで支援を検討する。

（令和2年度）

No.	区 分	一中地区	二中地区	三中地区	四中地区	五中地区	六中地区	都和地区	新治地区	計
1	介護保険給付対象者	4	2	0	0	1	2	4	1	14
2	ひとり暮らし高齢者	3	1	1	0	0	0	4	0	9
3	その他要援護高齢者	0	2	4	0	2	0	0	0	8
4	身体障害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	知的障害者	0	0	0	0	2	0	0	0	2
6	精神障害者	0	3	0	0	1	0	2	7	13
7	難病患者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	子育て親等	3	0	1	6	0	1	0	0	11
9	終末期患者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	D V 被害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	ひきこもり	0	2	0	0	0	1	1	0	4
12	その他	0	0	0	3	1	0	0	0	4
	計	10	10	6	9	7	4	11	8	65

エ ケアサポート会議（随時開催）

ふれあい調整会議やスクラムネットでの結果を踏まえ、各種サービスを提供し支援するメンバーでサービスを検討する。

（令和2年度）

No.	区 分	一中地区	二中地区	三中地区	四中地区	五中地区	六中地区	都和地区	新治地区	計
1	介護保険給付対象者	0	0	0	0	0	2	0	1	3
2	ひとり暮らし高齢者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	その他要援護高齢者	0	1	0	0	0	0	0	0	1
4	身体障害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	知的障害者	0	0	0	0	2	0	0	0	2
6	精神障害者	0	0	0	0	0	0	2	1	3
7	難病患者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	子育て親等	0	0	0	0	0	2	0	0	3
9	終末期患者	1	0	0	0	0	0	0	0	0
10	D V 被害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	ひきこもり	0	1	0	0	0	0	0	0	1
12	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	1	2	0	0	2	4	2	2	13

(10) 生活支援体制整備事業

第1層協議体会議

ア 第1回

- 期 日 10月7日
- 場 所 総合福祉会館
- 内 容 (1) 第2層協議体の状況について
(2) その他

イ 第2回 (書面) ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面で開催

- 期 日 3月30日
- 場 所 総合福祉会館
- 内 容 (1) 令和2年度 第2層協議体の状況について
(2) 情報提供

第2層協議体会議

ア 目的

生活圏域(各中学校区)の中で、住民が抱える生活課題を抽出し、その課題に向けて協議する

イ 協議体会議の開催

	項目	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
1 中地区	期 日	感染症 予防の ため中止	R2.7.16	R2.9.17	感染症 予防の ため中止	感染症 予防の ため中止	R3.3.18
	出 席		12人	8人			15人
	場 所		1中地区公民館				1中地区公民館
2 中地区	期 日	感染症 予防の ため中止	R2.7.8	R2.9.9	R2.11.11	感染症 予防の ため中止	R3.3.10
	出 席		15人	12人	9人		15人
	場 所		2中地区公民館				2中地区公民館
3 中地区	期 日	感染症 予防の ため中止	感染症 予防の ため中止	R2.8.27	R2.10.29	感染症 予防の ため中止	感染症 予防の ため中止
	出 席			15人	13人		
	場 所			3中地区公民館			
4 中地区	期 日	感染症 予防の ため中止	感染症 予防の ため中止	R2.8.21	R2.10.16	感染症 予防の ため中止	感染症 予防の ため中止
	出 席			18人	16人		
	場 所			4中地区公民館			
5 中地区	期 日	感染症 予防の ため中止	感染症 予防の ため中止	R2.8.20	R2.10.21	感染症 予防の ため中止	感染症 予防の ため中止
	出 席			10人	13人		
	場 所			5中地区公民館			
6 中地区	期 日	感染症 予防の ため中止	R2.7.30	R2.9.24	感染症 予防の ため中止	感染症 予防の ため中止	R3.3.25
	出 席		25人	19人			16人
	場 所		6中地区公民館				6中地区公民館
都和地区	期 日	感染症 予防の ため中止	感染症 予防の ため中止	R2.8.25	R2.10.27	感染症 予防の ため中止	感染症 予防の ため中止
	出 席			16人	12人		
	場 所			都和地区公民館			
新治地区	期 日	感染症 予防の ため中止	R2.7.30	R2.9.24	感染症 予防の ため中止	感染症 予防の ため中止	R3.3.25
	出 席		13人	11人			7人
	場 所		新治地区公民館				新治地区公民館

(11) 地域力強化推進事業

地域において複雑・多様化する生活課題（困りごと）を、地域のみなさんで発見し、「我が事」のように捉え情報を共有し、アイデアを出し合いながら話し合い、解決に向けた仕組みづくりを推進する。

(1) 広報啓発

- ア つちうら社協だよりへの掲載
- イ 社協ホームページへの掲載

(2) 相談及び会議

- ア ふれあいネットワークでの相談件数 11,805件
- イ ケース検討会議・情報共有 8中学校区 65回開催 88件

(12) 多機関の協働による包括支援体制構築事業

こどもや高齢者、障害者など対象者ごとの専門的なサービスが充実してきている中、福祉ニーズが複雑・多様化してきており、複合的なケースや相談に対して、スムーズに各相談機関が連携できるよう、相談者を「丸ごと」支援できる体制づくりを推進する。

- (1) 会議の開催 8中学校区 21回開催 23件

(2) 連携

- ア ふれあいネットワークを活かした各相談機関との連携。
- イ 他事業の関係者との意見交換や情報共有。

(13) 児童福祉対策事業

ア 福祉ふれあい体験

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

イ 子ども食堂（令和2年度）

地域の子どもたちへ食事の提供を通して安全な居場所を提供することにより、子どもたち同士やボランティア、地域住民などとの交流につなげ、心身の健全育成の一助とするため実施する。

○開催日時 第4土曜日 11時半～13時

区分	期日	会場	こども(人)	おとな(人)	ボランティア(人)	合計(人)
第28回	4月25日	一中地区公民館	—	—	—	—
第29回	5月23日	〃	—	—	—	—
第30回	6月27日	〃	—	—	—	—
第31回	7月25日	〃	14	16	21	51
第32回	8月22日	〃	7	15	20	42
第33回	9月26日	〃	28	23	22	73
第34回	10月24日	〃	13	17	21	51
第35回	11月28日	〃	—	—	—	—
第36回	12月26日	〃	—	—	—	—
第37回	1月23日	〃	—	—	—	—
第38回	2月27日	〃	—	—	—	—
第39回	3月27日	〃	39	24	14	77
合計			101	95	98	294

※4月～6月、11月～2月は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

※12月及び1月は、生活困窮の子育て世帯へ米を配付(10世帯)

※2月は、ほべたん食堂応援弁当を配付。市販の弁当を子ども65人、大人26人へ配付

ウ 福祉副読本の作成

幼少期から人の気持ちを理解し、互いに支え合うことの大切さを学び、地域を支えていく大人になってもらえるよう、将来の福祉人材の育成を目的に小学生向け福祉冊子を作成する。

○1,090部（市内5年生へ配布）

(14) 介護相談員派遣事業

介護相談員が、介護サービスの提供現場を訪れ、利用者の話を聞き、相談に応じる一方、サービスの実態を把握し、利用者事業者の橋渡しをしながら、問題の改善や介護サービスの質的向上を図る。

ア 介護相談員定例会の開催

○期日 3月11日

○場所 総合福祉会館

○介護相談員数 22人

イ 介護相談三者会議の開催

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

ウ 介護相談員活動の状況

○介護相談員の活動状況（令和2年度）

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

(15) 住民参加型在宅福祉サービス

【友愛サービス】

誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりをめざして、会員制による家事援助サービスを提供。一般市民が協力会員となり、支援が必要な高齢者・障害者世帯などの利用会員へ、サービスを提供する住民主体の相互支援を行う。

○サービス内容：食事の支度・買い物・部屋の掃除・洗濯・通院介助・話し相手など

○費用

・年会費：1,000円

・利用料：午前9時～午後5時 1時間 600円
 上記時間以外 1時間 800円

活動実績（令和2年度）

月	利用会員 登録数	協力会員 登録数	利用時間	利用料金(円)	時間預託			現金精算			利用券 売上(円)
				(奉仕料)	人数	時間	金額(円)	人数	時間	金額(円)	
4	18	18	48.0	28,800	0	0.0	0	7	48.0	28,800	98,100
5	0	2	67.0	41,100	1	4.5	3,600	10	62.5	37,500	57,600
6	9	4	99.5	59,700	0	0.0	0	13	99.5	59,700	93,300
7	1	4	169.0	101,800	1	2.0	1,600	13	167.0	100,200	72,900
8	0	1	116.5	70,400	1	2.5	2,000	15	114.0	68,400	100,900
9	0	3	144.5	87,400	1	3.5	2,800	16	141.0	84,600	50,700
10	1	1	146.0	88,100	1	2.5	2,000	16	143.5	86,100	88,200
11	2	0	91.0	54,600	0	0.0	0	12	91.0	54,600	85,200
12	0	1	118.0	71,600	1	4.0	3,200	14	114.0	68,400	58,200
1	0	1	163.5	98,100	0	0.0	0	15	163.5	98,100	105,300
2	1	1	108.0	65,200	1	2.0	1,600	14	106.0	63,600	36,000
3	0	0	271.5	163,700	1	4.0	3,200	21	267.5	160,500	88,000
計	32	36	1,542.5	930,500	8	25.0	20,000	166	1,517.5	910,500	934,400

(2) 相談件数 84件

(3) 広報啓発活動

出前講座（令和2年度）

期 日	対 象 者	人 数	内 容
11月12日	在宅医療×介護連携@つちうLabo	32	みんなで学ぼう「成年後見制度」

(4) 法人後見受任事業

ア 法人後見受任審査会

○開催日 2月19日

○会 場 総合福祉会館

○出席人数 6人

○検討ケース事項 1件

イ 法人後見受任件数 1件

(5) 市民後見人に関すること

ア 市民後見人講演会

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

イ 市民後見人養成講座修了者フォローアップ研修

集合研修

○開催日 3月10日

○会 場 総合福祉会館

○出席人数 7人

○内 容 障害者の権利擁護について

○講 師 ファミリー法律事務所 弁護士 田中記代美氏

(18) 生活困窮者自立支援事業

生活困窮者からの相談に応じて、就労支援その他の自立に関する問題に必要な情報の提供及び助言を行う。

(1) 相談状況（令和2年度）

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
新規相談受付数	419	607	690	415	260	226	219	142	137	126	216	277	3,734
プラン作成件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	13	40	61
就労支援対象者数	0	0	0	0	0	0	1	0	0	8	13	40	62
延べ相談件数	934	1,525	1,898	1,489	1,274	1,120	905	743	938	841	1,434	2,002	15,103

(2) 支援調整会議の開催（月1回開催）

支援内容を計画化したプランが適切なものであるか、行政及び関係機関が合議体形式で検討する。

○開 催 日 3月24日（書面）※新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面で開催

○協 議 事 項 支援計画（プラン）について

○プラン件数 新規 19件 再 31件

(19) 高齢者の生きがいと健康づくり事業

ア 健康づくり

○健康相談

老人福祉センター「湖畔荘」、「うらら」、「つわぶき」において、各施設隔月1回、定期的に健康相談を行い健康管理に寄与する。

○高齢者スポーツ大会の開催 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

○高齢者ゲートボール大会の開催

イ 生きがいづくり

○趣味クラブ・生きがい教室

高齢者が長年培ってきた技術や生活の知恵の伝承及び趣味活動の推進により生きがいと創造性を高めることを目的とする。

詩吟クラブ 民謡クラブ 囲碁クラブ 書道クラブ

ゲートボールクラブ 茶道クラブ 民舞クラブ 将棋クラブ

謡曲クラブ 陶芸クラブ ダンスクラブ 陶芸教室 編みもの教室

○高齢者芸能発表会 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

単位高齢者クラブ・趣味クラブ・生きがい教室の会員による民謡・民舞・詩吟・踊り・カラオケなどの発表会を開催する。

○高齢者作品展示即売会 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

単位高齢者クラブ・趣味クラブ・生きがい教室の会員による陶芸・編みもの・書道などの作品展示即売会を開催する。

○高齢者囲碁・将棋大会

単位高齢者クラブ・趣味クラブの会員による囲碁・将棋大会を開催する。

○アクティブシニア教室

シルバー世代や高齢者を対象に、新しい趣味を学びながら、健康づくりと仲間づくりを推進し、市民の健康長寿に資することを目的とする。

(令和2年度)

内 容	期 日	開催日数	場 所	延べ受講者数
生き活きシナプス体操教室	5月21日～3月18日	21	二中地区公民館	-

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

ウ 高齢者クラブ指導育成

教養の向上、健康の増進、社会奉仕、地域社会との交流やレクリエーション活動を行い、活動の育成を図る。

土浦市高齢者クラブ連合会の概要 (令和3年4月1日現在)

・クラブ数 89クラブ ・会員数 3,192名

重点事業 (令和2年度)

ア クラブ活動の活性化運動の推進及び会員加入の促進

イ 「健康・友愛・奉仕」運動の推進

ウ 健康の維持・向上、生きがいづくり、介護予防活動の推進

エ 高齢者の暮らしの安全・安心に資する活動の推進

オ 連合会の定例業務の円滑な運営と活力ある連合会の組織運営

(20) 愛の定期便事業

65歳以上のひとり暮らしの高齢者に対して、乳製品飲料等を配布しながら孤独感の解消及び安否の確認を図る。

※介護保険サービスを含む福祉サービスを週2回以上利用しているなど、安否確認についての環境的条件が満たされていると思われる者は除く。

地区 月別	一中 (人)	二中 (人)	三中 (人)	四中 (人)	五中 (人)	六中 (人)	都和 (人)	新治 (人)	合計 (人)	本数 (本)	金額(円)	新規	中止	登録	延べ 配布 日数
4月	19	13	19	29	24	31	24	3	162	2,396	190,560	0	2	170	21
5月	20	12	18	28	24	31	26	3	162	2,055	163,430	4	1	173	18
6月	19	13	18	28	22	32	26	3	161	2,521	200,422	3	4	172	22
7月	19	13	17	28	24	32	25	3	161	2,263	179,760	1	3	170	21
8月	18	12	17	28	23	32	26	3	159	1,997	158,740	2	4	168	18
9月	20	12	17	28	22	31	28	3	161	2,136	169,710	2	2	168	20
10月	19	12	19	29	23	32	24	3	161	2,459	195,796	5	3	170	22
11月	17	14	16	29	21	33	24	3	157	2,076	164,176	4	10	164	19
12月	16	14	15	29	21	33	23	3	154	2,194	173,880	0	2	162	20
1月	16	14	15	29	20	33	22	3	152	1,992	157,934	1	12	151	19
2月	14	15	15	28	20	30	21	3	146	1,834	145,386	3	2	152	18
3月	14	15	15	31	18	29	23	3	148	2,365	187,506	5	2	155	23
合計	211	159	201	344	262	379	292	36	1,884	26,288	2,087,300	30	47	1,975	241

(21) 支部活動

ア 宅配型食事サービス事業（令和2年度）

地 区	対象者数	ボランティア数	延配食数
一 中 地 区	31	25	541
二 中 地 区	11	35	239
三 中 地 区	29	36	602
四 中 地 区	36	52	785
五 中 地 区	26	29	531
六 中 地 区	24	29	472
都 和 地 区	19	28	396
新 治 地 区	18	54	352
計	194	288	3,918

イ 会食型食事サービス事業（令和２年度）

○一中地区

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

なお、ひとり暮らし高齢者見守り支援のため、下記の代替事業を実施した。

- ・内 容 弁当の配付
- ・協 力 一中地区民生委員児童委員協議会・たまき会・七草の会

○二中地区

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

なお、ひとり暮らし高齢者見守り支援のため、下記の代替事業を実施した。

- ・期 日 3月11日
- ・対象者 70歳以上のひとり暮らし高齢者 331人
- ・内 容 ウエットティッシュと消毒液の配付
- ・協 力 二中地区民生委員児童委員協議会

○三中地区

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

○四中地区

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

なお、ひとり暮らし高齢者見守り支援のため、下記の代替事業を実施した。

- ・期 日 3月5日
- ・対象者 70歳以上のひとり暮らし高齢者 330人
- ・内 容 マスクケース、周知リーフレットの配付

○五中地区

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

なお、ひとり暮らし高齢者見守り支援のため、下記の代替事業を実施した。

- ・期 日 12月
- ・対象者 70歳以上のひとり暮らし高齢者 80人
- ・内 容 布マスクの配付
- ・協 力 五中地区民生委員児童委員協議会

○六中地区

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

なお、ひとり暮らし高齢者見守り支援のため、下記の代替事業を実施した。

- ・期 日 11月
- ・内 容 布マスクの配付
- ・協 力 六中地区民生委員児童委員協議会

○都和地区

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

なお、ひとり暮らし高齢者見守り支援のため、下記の代替事業を実施した。

- ・期 日 1月
- ・対象者 70歳以上のひとり暮らし高齢者 86人
- ・内 容 ボランティアからのメッセージ入り年賀状の配付
- ・協 力 ボランティアサークルよつわの会、食生活改善推進協議会都和支部

○新治地区

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

なお、ひとり暮らし高齢者見守り支援のため、下記の代替事業を実施した。

- ・期 日 1月22日～24日
- ・対象者 70歳以上のひとり暮らし高齢者 81人
- ・内 容 茶菓子の配付
- ・協 力 新治地区民生委員児童委員協議会

ウ ひとり暮らし高齢者交流会（令和２年度）

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、全地区中止

エ 児童福祉体験講座（令和２年度）

地 区	期 日	場 所	参加人数	内 容
一中地区	11月27日	土浦小	108	盲導犬ユーザーの講話
	12月 2日		108	手話
	12月15日		108	車いす・インスタントシニア
二中地区	11月17日	真鍋小	150	車いす
三中地区	11月 4日	中村小	70	車いす
	11月10日	東小	70	車いす・インスタントシニア
	11月20日	乙戸小	56	車いす・インスタントシニア
	11月27日	東小	70	手話
	12月11日	乙戸小	56	手話
四中地区	10月 9日	土浦第二小	100	手話
	10月28日	下高津小	93	手話・車いす
五中地区	1月22日	上大津東小	-	車いす ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
	1月26日		-	手話 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

オ インスタントシニア体験講座（令和２年度）

○福祉体験講座

地 区	期 日	場 所	参加人数	対 象 者
一中地区	9月25日	アール医療福祉専門学校・看護学科	-	インスタントシニア ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

カ ふれあい・いきいきサロン事業（令和2年度）

	地区	サロン名	地区名	実施場所	主な活動内容
1	一 中	いきいきサロン大手町	大手町	公民館	健康体操・出前講座・小旅行・町内行事参加等
2		生田町ふれあいいきいきサロン	生田町	公民館	グランドゴルフ・出前講座・餅つき大会・野外研修・子供会に参加等
3	二 中	にこにこサロン東台	木田余東台	ワークヒル	お花見会・野外研修・クリスマス会・出前講座等
4		いきいきサロンさくらんぼ	真鍋二丁目	公民館	出前講座・お茶会・クリスマス会・会食等
5		東都和ふれあいいきいきサロン	東都和	公民館	俳句会・シルバーリハビリ体操・小旅行・餅つき大会・卓球会(子供の参加あり)等
6		ぺんぎんくらぶ	二中地区	公民館	リズム遊び・読み聞かせ・季節の行事等
7		なごやか・サロン	若松町	公民館	茶会・シルバーリハビリ体操・輪投げ(子供の参加あり)・コーラス等
8		真鍋四丁目いきいき健康教室	真鍋四丁目	公民館	シルバーリハビリ体操・カラオケ・野外研修
9		真鍋五丁目ふれあいいきいきサロン	真鍋五丁目	公民館	シルバーリハビリ体操・出前講座・野外研修・町内行事参加・育成会との交流
10	三 中	いきいきサロンめだか	中村6区	公民館	絵手紙・手芸・野外研修・健康体操等
11		西根南一丁目カラオケサロン会	西根南一丁目	公民館	カラオケとお茶会・食事会
12		竹寿カラオケ会	西根南二丁目	公民館	カラオケとお茶会
13		西南3イキイキサロン	西根南三丁目	公民館	花壇づくり・いきいきヘルス体操・夏の料理教室等
14		中村東いきいきサロン	中村東	公民館	カラオケとお茶会・体操等
15	四 中	小松ふれあいの会	小松一・二・三丁目	公民館	交通安全教室・野外研修・クリスマス会(子供との交流あり)・餅つき大会等
16		中高津いきいきサロンさつき会	中高津	公民館	折り紙講座・野外研修・出前講座・三世代交流会・生きがい健康づくり体操等
17		ひまわり文庫	下高津	代表者宅	絵本の読み聞かせ・手遊び・わらべうた・本の貸出・絵本の勉強会・子育ての話し合い等
18		国分友の会	国分町	公民館	お茶会・シルバーリハビリ体操・町内行事参加
19	五 中	ふれあい・いきいきサロン伍楽	神立中央五丁目	公民館	鑑賞会・シルバーリハビリ体操・手工芸等
20		「住み心地の良い」まちづくりサロン	神立中央三丁目	公民館	吹き矢・輪投げ・ダーツ・シャッフルボード・グラウンドゴルフ
21		チームおおつ野	おおつ野	公民館	お茶会・おやこヨガ・オセロ
22	六 中	いきいきふれあいサロン新町	まりやま新町	公民館	手芸・囲碁・将棋・健康麻雀・卓球・出前講座・料理教室等
23		いこい	鳥山一・二丁目	公民館	体操・ギター演奏・折り紙・ハーモニカと歌・お茶会等
24		いきいきサロンなでしこ	右糺二区	公民館	会食会・健康講座・お茶会・三世代交流
25		ときわサロン	右糺四区	公民館	踊り・手芸・卓球・カラオケ等
26		まりやま団地ふれあいサロン	まりやま団地	公民館	卓球・お茶会・吹き矢・カラオケ・DVD鑑賞
27		霞ヶ岡いきいきサロン	霞ヶ岡町	公民館	グランドゴルフ・カラオケ・シルバーリハビリ体操
28	都 和 中	都和の里	都和一・四丁目	公民館	シルバーリハビリ体操・お茶会・カラオケ・花壇の花植え・出前講座等
29		中都サロン	中都一・二・三丁目	公民館	花壇の手入れ・出前講座・お茶会等
30		常名健康カラオケ	常名町	公民館	カラオケ
31	新 治 中	藤沢団地いきいきサロン	藤沢団地	公民館	手芸・野外研修・出前講座等・ラジオ体操(子供の参加あり)等
32		サロン桃園	桃園	公民館	グランドゴルフ・お茶会・町内行事参加等

保
福
健
社

キ 広報啓発活動

「社協だより」による広報啓発

(22) 共同募金の状況（令和2年度）

ア 一般募金

目標額（円）	実績額（円）	達成率
12,793,000	12,176,220	95.2%

募金の内容

区 分	金 額 (円)
戸 別 募 金	9,843,760
街 頭 募 金	0
法 人 募 金	479,000
学 校 募 金	706,198
職 域 募 金	282,634
団 体 募 金	194,412
個 人 募 金	29,236
一 円 玉 募 金	54,888
カ ー ド 募 金	200,000
パ ッ チ 募 金	157,200
自 販 機 募 金	66,992
期 間 外 募 金	161,900
合 計	12,176,220

(茨城県共同募金会へ送金)

イ 歳末たすけあい募金 (令和2年度)

目標額 (円)	実績額 (円)	達成率
8,500,000	8,045,675	94.7%

募金の内容

区 分	金 額 (円)
戸 別 募 金	7,602,770
団 体 募 金	79,285
個 人 募 金	76,010
期 間 外 募 金	287,610
合 計	8,045,675

配分の状況 (令和2年度)

区 分	対 象 数	金 額 (円)
ひとり暮らし高齢者世帯	339	3,334,000
寝たきり高齢者世帯	1	10,000
認知症高齢者世帯	4	40,000
高齢者のみの世帯	32	317,000
高齢者と虚弱者等のみの世帯	12	115,000
母子世帯	62	610,000
父子世帯	1	10,000
交通遺児世帯	1	9,000
重症心身障害児(者)世帯	64	625,000
要保護世帯	4	36,000
準要保護(6年生)児童	121	1,476,000
歳末たすけあい運動期間中で、地域福祉を高める活動を行う施設・福祉団体等の福祉事業	4施設	195,000
歳末おせち配布事業(在宅福祉事業)		353,160
計	641世帯 4施設	7,130,160

その他

区 分	金 額 (円)
事業に対する事務費	390,586
次年度配分資金（茨城県共同募金会へ送金）	3,825,794
計	4,216,380

(23) 訪問介護事業

ア 介護保険事業

日常生活が困難な要支援要介護状態の方へホームヘルパーを派遣し、その方自身の能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、食事・入浴・排泄などの身体介護や、洗濯・掃除などの家事援助のホームヘルプサービスを提供することにより、生活の質の向上を図る。

(令和2年度)

月 別		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	
実利用者数	総合事業	20	20	20	23	25	25	23	25	26	27	25	24	283	
	介護保険	31	34	30	28	28	28	29	31	30	30	28	28	355	
	実利用者数計	51	54	50	51	53	53	52	56	56	57	53	52	638	
訪問回数	介護保険	身体	64	58	19	16	25	26	27	27	27	54	58	70	471
		生活	183	166	161	172	163	171	184	185	179	175	148	159	2,046
		身+生	84	72	80	61	54	48	50	50	46	42	44	48	679
		回数計	331	296	260	249	242	245	261	262	252	271	250	277	3,196
訪問回数	総合事業	I	51	49	56	62	65	72	64	68	72	74	65	87	785
		II	57	31	62	57	57	53	62	45	46	46	43	53	612
		III	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		回数計	108	80	118	119	122	125	126	113	118	120	108	140	1,397

保福
健社

イ 障害福祉サービス事業

日常生活が困難な障害者（児）の方へホームヘルパーを派遣し、その方自身の能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、食事・入浴・排泄などの身体介護や、家事・掃除などの家事援助、視覚障害者の外出介護等ホームヘルプサービスを提供することにより、生活の質の向上を図る。

(令和2年度)

月 別		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
実利用者数		27	25	25	26	22	23	25	24	24	21	23	21	286
訪問回数	身体介護	93	60	103	116	59	98	99	86	75	75	70	90	1,024
	家事援助	106	87	91	88	79	82	101	82	78	82	98	118	1,092
	通院身体	4	1	4	4	1	2	4	3	2	0	0	0	25
	同行援護	15	18	21	19	17	22	25	21	22	21	23	23	247
	回数計	218	166	219	227	156	204	229	192	177	178	191	231	2,388

ウ 移動支援事業（地域生活支援事業）

土浦市からの依頼により、障害者の方へホームヘルパーを派遣し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会生活参加のための外出に対して移動支援のサービスを提供する。

（令和2年度）

月 別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
実利用者数	0	1	1	1	1	0	1	0	1	1	1	1	9
訪問回数	0	1	1	2	1	0	1	0	1	2	1	1	11

(24) 地域包括支援センター事業

ア 指定介護予防支援及び第1号介護予防支援

介護保険において要支援1・2の認定を受けた方、総合事業の対象となった方が適切な生活支援サービスを利用できるようケアマネジメントを行う。

イ 総合相談支援業務

高齢者に関する様々な相談に応じ、実態把握を行いながら課題を明確にしたうえで、適切な機関、制度、サービス等を活用し支援する。

ウ 権利擁護業務

高齢者虐待への対応を行うとともに、高齢者虐待の防止、成年後見制度の活用、消費者被害の防止等の啓発を行い、高齢者の権利を擁護する。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント業務

関係機関や介護支援専門員と連携しながら、困難事例について具体的な支援方針を検討、助言、同行訪問等を行う。

（令和2年度）

月 別		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
介護予防支援ケアプラン件数	新 規	12	11	35	21	14	25	24	17	22	27	24	24	256
	(再掲) 委託件数	10	5	19	10	9	12	13	11	17	8	15	20	149
	継 続	443	428	449	477	479	476	487	487	477	507	474	495	5,679
	(再掲) 委託件数	252	244	256	268	265	268	275	269	268	270	269	286	3,190
	合 計	455	439	484	498	493	501	511	504	499	534	498	519	5,935
	(再掲) 委託件数	262	249	275	278	274	280	288	280	285	278	284	306	3,339
総合相談等	総合相談事業	619	720	787	594	664	732	833	609	553	631	795	898	8,435
	権利擁護事業	32	45	24	24	39	32	62	24	40	29	52	72	475
	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	36	27	24	36	35	31	51	41	37	48	47	55	468
	合 計	687	792	835	654	738	795	946	674	630	708	894	1,025	9,378

(25) 福祉バスの管理運行事業

高齢者クラブ、心身障害者（児）、母子家庭、福祉団体等の活動範囲を広め、社会参加の促進を図るため運行する。

(令和2年度)

区分 月	件数	日 帰 り		宿 泊	延べ稼働台数	延べ人数
		市 内	市 外			
4	0	0	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0	0
6	0	0	0	0	0	0
7	1	0	1	0	1	19
8	1	0	1	0	1	13
9	0	0	0	0	0	0
10	5	0	5	0	5	68
11	2	0	2	0	2	34
12	1	0	1	0	1	17
1	0	0	0	0	0	0
2	0	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0	0
計	10	0	10	0	10	151

(26) 障害者相談支援事業

ア 基幹相談支援センター・委託相談支援事業所

障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等必要な支援を行う。

また、地域の障害相談の中核的役割を担う機関として、地域課題の抽出や、地域の相談支援体制の強化を図る。

相談件数 (令和2年度)

月 別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
相談件数	24	59	71	62	88	51	65	61	83	40	49	53	706

イ 障害者虐待防止センターの運営

障害者への虐待を未然に防ぐため、障害者への虐待に関する情報や相談を24時間365日受付し、関係機関と連携し、支援を行う。

相談件数 (令和2年度)

		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
電話及び 窓口受付 時間帯 (件数)	8:30～ 17:15	1	0	0	2	2	0	0	1	1	0	0	0	7
	17:15～ 8:30	0	0	0	0	0	0	0	2	3	0	1	2	8
その他 (専用電話及び受付)		0	0	0	0	0	1	0	0	1	2	1	0	5
計		1	0	0	2	2	1	0	3	5	2	2	2	20
虐待 区分	身体	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	1	0	4
	性的	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	心理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ネグレクト	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	経済	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	虐待なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
その他	一般相談	1	0	0	1	1	1	0	2	5	1	1	2	15

8 シルバー人材センター

目的 定年退職後等において臨時的、短期的な就業又は厚生労働大臣の定めるその他の軽易な事務に係るものを通じて自己の労働能力を活用し自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者が就業できる機会を斡旋するための事業である。

会員 概ね60歳以上の健康で就業意欲のある者

- 事業**
- (1) 高齢者の就業に関する情報の収集及び提供
 - (2) 〃 相談及び調査研究
 - (3) 高齢者の就業に関する相談
 - (4) 臨時的、短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対する希望と能力に応じた就業機会の開拓及び提供
 - (5) 高齢者に対し臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に関する必要な知識及び、技能の付与を目的とした講習等の実施
 - (6) 高年齢退職者のための有料職業紹介事業の実施

地区別会員数

(令和3年3月31日)

	一中地区	二中地区	三中地区	四中地区	五中地区	六中地区	都和中地区	新治中地区	計
男	106	29	63	67	28	37	26	18	374
女	41	12	17	19	16	13	15	6	139
計	147	41	80	86	44	50	41	24	513

※平均年齢 73.6歳(男73.9歳 女73.0歳)

事業実績

(令和2年度)

仕事の 受託件数	就業 実人員	就業 延人員	契約金額			
			事務費	材料費	配分金	計
2,334	349	30,861	15,817,088	8,645,005	149,377,771	173,839,864

9 社会福祉施設及び介護保険関連施設一覧

番号	施設名	所在地	関係法令	施設種別	経営主体	設置年月日	電話番号	取 寄 人 員
1	新生保育所	中村南 1-24-1	児童福祉	保育所	土浦市	S24.7.9	841-0575	90
2	荒川沖保育所	荒川沖西 2-10-11	児童福祉	保育所	土浦市	S27.4.20	841-0037	90
3	霞ヶ岡保育所	霞ヶ岡町 13-20	児童福祉	保育所	土浦市	S29.6.29	821-1890	90
4	東崎保育所	東崎町 4-7	児童福祉	保育所	土浦市	S31.10.1	821-2807	120
5	東崎保育所駅前分園	大和町9-2ウララ2ビル8階	児童福祉	保育所	土浦市	H12.9.1	826-3515	10
6	天川保育所	天川 1-24-1	児童福祉	保育所	土浦市	S44.4.1	822-6172	60
7	神立保育所	神立中央 3-8-22	児童福祉	保育所	土浦市	S53.4.1	831-8464	120
8	土浦愛隣会保育所	右穂 1681	児童福祉	保育所	社会福祉法人	S25.12.1	841-0463	130
9	めぐみ保育園	烏山 5-2263-8	児童福祉	保育所	社会福祉法人	S48.6.1	841-2838	90
10	白鳥保育園	白鳥町 1096-4	児童福祉	保育所	社会福祉法人	S51.4.1	831-2590	120
11	エンゼル・ゆめ保育園	真鍋 2-10-23	児童福祉	保育所	社会福祉法人	S51.8.1	822-1863	90
12	つくば国際保育園	東崎町 12-21	児童福祉	保育所	学校法人	H13.4.1	823-7404	100
13	中央保育園	神立中央 1-10-21	児童福祉	保育所	社会福祉法人	H15.3.31	830-1284	70
14	高岡保育園	高岡 2303-4	児童福祉	保育所	社会福祉法人	S30.5.1	862-4666	70
15	藤沢保育園	藤沢 1746	児童福祉	保育所	社会福祉法人	S49.5.1	862-2600	70
16	白帆保育園	蓮河原新町 8-30	児童福祉	保育所	学校法人	H18.4.1	823-3070	110
17	あおぞら保育園	上高津 1800-1	児童福祉	保育所	社会福祉法人	H19.4.1	869-7490	80
18	愛(かな)保育園	中村南 1-14-11	児童福祉	保育所	社会福祉法人	H20.4.1	843-6877	30
19	童話館保育園	東真鍋 9-28	児童福祉	保育所	社会福祉法人	H20.4.1	824-1323	70
20	ともっこ保育園	真鍋 3-7-18	児童福祉	保育所	社会福祉法人	H29.4.1	846-1213	80
21	中村白百合ナーサリー	西根南 3-4-36	児童福祉	保育所	学校法人	H30.4.1	842-6253	60
22	都和保育園	並木 2-8-4	児童福祉	保育所	学校法人	H31.4.1	822-8053	120
23	桜川保育園	田中 3-4-5	児童福祉	保育所	社会福祉法人	R2.4.1	821-8341	90
24	もみじこども園	下高津 2-10-22	児童福祉	認定こども園	学校法人	H27.4.1	821-1645	205
25	もみじ第二こども園	若松町 1-73	児童福祉	認定こども園	学校法人	H27.4.1	822-5987	135
26	まなべすみれ幼稚園	東真鍋町 22-11	児童福祉	認定こども園	学校法人	H27.4.1	824-3522	220
27	エンゼルススポーツ幼稚園	烏山 5-2039	児童福祉	認定こども園	学校法人	H27.4.1	842-6820	110
28	土浦聖母幼稚園	大町 9-6	児童福祉	認定こども園	学校法人	H27.4.1	823-1460	140
29	中央幼稚園	神立中央 2-1-18	児童福祉	認定こども園	学校法人	H27.4.1	831-2103	300
30	土浦みどり幼稚園	並木 4-1-36	児童福祉	認定こども園	学校法人	H27.4.1	822-7090	175
31	あおば幼稚園	右穂 2755	児童福祉	認定こども園	学校法人	H27.4.1	842-6311	200
32	ひたち学院幼稚園	乙戸 1029-1	児童福祉	認定こども園	学校法人	H27.4.1	842-7107	180
33	新学幼稚園	手野町 4524	児童福祉	認定こども園	学校法人	H29.4.1	828-1905	205
34	キッズマアム	板谷 7-626-11	児童福祉	地域型保育施設	株式会社	H27.6.7	830-2206	12
35	どんぐり保育園	神立中央 5-11-50	児童福祉	地域型保育施設	医療法人社団	H27.6.1	832-5414	60
36	キッズランドなないろ	大町 11-41 なないろビル	児童福祉	地域型保育施設	株式会社	H27.9.1	875-3651	19
37	キッズルームやまもと	西根南 2-1-29	児童福祉	地域型保育施設	一般社団法人	H27.9.1	842-5732	19
38	サンルーナ託児所	おおつ野 2-1-1	児童福祉	地域型保育施設	社会福祉法人	H28.10.1	846-3607	12
39	はっぴー文京園	文京町 4-8	児童福祉	地域型保育施設	株式会社	H28.12.1	826-2881	19
40	はっぴー神立園	神立町 3721-1	児童福祉	地域型保育施設	株式会社	H29.1.1	832-5881	19
41	キッズハウスうみの森	右穂 2340-28	児童福祉	地域型保育施設	一般社団法人	H30.4.1	804-0950	12
42	都和児童館	板谷 2-712-9	児童福祉	児童館	土浦市	S41.4.23	832-3112	
43	新治児童館	本郷 347-1	児童福祉	児童館	土浦市	S57.4.1	862-4403	
44	ポプラ児童館	烏山 2-530-394	児童福祉	児童館	土浦市	H17.5.3	841-3212	
45	茨城県道心園東ホーム	並木 3-18-5	児童福祉	児童養護施設	社会福祉法人	S24.4.1	821-2575	35

保
福
健
社

番号	施設名	所在地	関係法令	施設種別	経営主体	設置年月日	電話番号	収容人員
46	茨城県道心園西ホーム	並木 3-18-5	児童福祉	児童養護施設	社会福祉法人	H20.3.31	821-2575	50
47	窓愛園	殿里町 20	児童福祉	児童養護施設	社会福祉法人	S27.4.1	821-0392	56
48	ハイム・フィフティ(窓愛園)	中村南 2-9-7	児童福祉	児童養護施設	社会福祉法人	H13.10.1	821-0392	6
49	シクスティ(窓愛園)	殿里町 20	児童福祉	児童養護施設	社会福祉法人	H24.4.1	821-0392	6
50	トゥエンティ(窓愛園)	真鍋 3-9-5	児童福祉	児童福祉養護施設	社会福祉法人	R.2.4.1	821-0392	6
51	尚恵厚生園	神立町 1791	障害者総合支援	旧知的障害入所更生施設	社会福祉法人	S45.4.1	831-1686	50
52	尚恵学園成人寮	菅谷町 1430-1	障害者総合支援	旧知的障害入所更生施設	社会福祉法人	S55.4.1	831-8005	45
53	コスモス(尚恵学園)	神立町 1641	障害者総合支援	生活介護 就労継続支援B型	社会福祉法人	H15.3.26	831-1686	30 10
54	あじさい()	神立町 1791	障害者総合支援	ケアホーム	社会福祉法人	H18.10.1	831-1686	14
55	あじさいII()	神立町 1791	障害者総合支援	ケアホーム	社会福祉法人	H18.10.1	831-1686	3
56	ぼだいじゅ()	神立町 1308-5	障害者総合支援	グループホーム	社会福祉法人	H6.5.1	831-1686	4
57	れんげ()	神立町 1308-6	障害者総合支援	グループホーム	社会福祉法人	H9.3.1	831-1686	4
58	こうみょう()	神立町 1262-2	障害者総合支援	ケアホーム	社会福祉法人	H12.11.1	831-1686	4
59	ぼたん()	神立町 1295	障害者総合支援	グループホーム	社会福祉法人	H13.10.1	831-1686	4
60	しゃくなげ()	神立町 1308	障害者総合支援	グループホーム	社会福祉法人	H14.10.1	831-1686	4
61	ぎつきよやホーム	東崎町 6-29	障害者総合支援	グループホーム ケアホーム	特定非営利 活動法人	H19.4.1	825-6537	4
62	ぎつきよやくらぶ	東崎町 6-29	障害者総合支援	就労継続支援B型 生活介護	特定非営利 活動法人	H21.9.1 H26.4.1	825-6537	30 10
63	真鍋ハウス(ほびき園)	真鍋 4-31-19	障害者総合支援	グループホーム	社会福祉法人	H20.6.1	823-4230	4
64	グループホームはなまる	小松 1-21-5	障害者総合支援	グループホーム	営利法人	H21.5.1	886-6600	36
65	自立支援センターはなまる	小松 1-22-27	障害者総合支援	就労移行支援 就労継続支援B型	営利法人	H21.9.1	824-8664	14
66	ぼぶら	中貫 1660-1	障害者総合支援	グループホーム	社会福祉法人	H18.10.1	832-0061	5
67	つくし学園	上高津 1809	児童福祉	児童発達支援	土浦市	S48.6.1	824-8013	20
68	つくし療育ホーム	上高津 1809	児童福祉	児童発達支援	土浦市	S55.6.1	824-8013	10
	ことばの教室	下高津 2-7-27	児童福祉	児童発達支援	土浦市	H4.4.1	826-3472	16
69	早期療育相談	下高津 2-7-27	児童福祉	相談支援	土浦市	H25.11.1	826-3411	
70	ライラック	田村町 972	児童福祉	放課後等デイサービス	特定非営利 活動法人	H24.6.1	830-2206	10
71	きらめき苑	神立町 3637-2	障害者総合支援	自立訓練 (生活訓練)	特定非営利 活動法人	H16.6.1	831-0643	20
72	つくし作業所(つくしの家)	上高津 1809	障害者総合支援	生活介護外 多機能型	土浦市	S52.12	822-9910	40
73	つくしの家	上高津 1810	障害者総合支援	生活介護外 多機能型	土浦市	H元.5.1	823-5881	40
	にいはり園	小高 572-1	障害者総合支援	就労継続支援B型	社会福祉法人	S63.4.1	862-5116	35
74	茨城障害者雇用支援センター	真鍋新町 1-14	障害者総合支援	就労移行支援	県雇用開発協会	H11.9.1	827-1104	20
75	土浦市障害者自立支援センター	大和町 9-2 ウララビル5階	障害者総合支援	生活介護 自立訓練(機能訓練)	土浦市	H9.10.1	827-1123	15 10
76	地域活動支援センターうらら	大和町 9-2 ウララ 2	障害者総合支援	生活介護、地域活動 支援センターB型	土浦市	H28.4.1	821-5995	15 15
77	障害者支援施設さくら苑	神立町 443-4	障害者総合支援	生活介護 施設入所支援	社会福祉法人	H12.4.1	832-3550	50 50
78	ほびき園土浦サテライト	港町 1-1-7 服部ビル 6F	障害者総合支援	生活支援事業	社会福祉法人	H16.6.2	823-3240	20
79	オアシス	東若松町 3969	障害者総合支援	グループホーム	医療法人	H15.4.1	821-3100	20 10
80	おひさま	穴塚 184	障害者総合支援	就労移行支援 就労継続支援B型	営利法人	H23.10.1	895-4531	27 13
81	ガルデンガルデン	小岩田東 1-1-39	児童福祉	放課後等デイサービス	営利法人	H23.12.1	835-3003	10
82	たんぼぼ作業所	穴塚 1232-1	障害者総合支援	就労移行支援 就労継続支援B型 放課後等デイサービス	営利法人	H24.4.1 H26.4.1	846-4430	20 10
83	ピ・パップスタイル	田中 3-8-28	児童福祉	放課後等デイサービス	営利法人	H28.1.1	896-3003	10
84	きぼう	若松町 46-3	障害者総合支援	生活介護、自立 訓練(生活訓練)	特定非営利 活動法人	H26.1.1	896-5920	10 10
85	ふおれすと	中村南 4-7-26	児童福祉	放課後等デイサービス	特定非営利 活動法人	H26.4.1	893-2620	10
86	一天土浦	小山崎 631-13	障害者総合支援	生活介護 施設入所支援	社会福祉法人	R1.6.1	846-2506	40
87	陽なたハウス	桜町 1-1-19	障害者総合支援	グループホーム	営利法人	R1.10.1	050-873-1834	5
88	陽なたハウス B 館	並木 3-6-16	障害者総合支援	グループホーム	営利法人	R1.10.1	050-6873-1834	5

番号	施設名	所在地	関係法令	施設種別	経営主体	設置年月日	電話番号	収容人員
89	グループホームおひさま高津	上高津新町11-21	障害者総合支援	グループホーム	営利法人	R1.12.1	895-4531	5
90	self-A・ブラネッツ 土浦大町	大町14-14クラフト大町ビル2階	障害者総合支援	就労継続支援A型	営利法人	H30.12.1	869-9696	20
91	就労継続支援センターほほえみ	並木3-1-25	障害者総合支援	就労継続支援A型	営利法人	H30.5.1	050-5305-9327	30
92	筑紫野苑	永井1850-1	障害者総合支援	就労継続支援A型	営利法人	H30.10.1	875-8766	10
93	ハートっ子 土浦	小山崎631-13	児童福祉法	放課後等デイサービス	営利法人	R1.6.1	029-886-8686	10
94	きぼう	若松町46-346-3	障害者総合支援	生活介護 自立訓練(生活訓練)	特定非営利活動法人	H26.1.1	896-5920	10 10
95	ハイライフサポート土浦	有明町2-31関鉄土浦ビル1	障害者総合支援	就労継続支援A型	営利法人	H26.8.1	873-7787	10 10
96	就労センター土浦	大手町16-12	障害者総合支援	就労継続支援B型	一般社団法人	H26.9.1	875-5475	20
97	おひさま	穴塚184	障害者総合支援	就労継続支援B型	営利法人	H26.10.1	895-4531	6 10
98	きらめき苑	神立町3637-2	障害者総合支援	生活介護	特定非営利活動法人	H26.11.1	831-0643	18
99	あくらーきっずすまいる土浦	上高津1346-8	児童福祉法	児童発達支援 放課後等デイサービス	営利法人	H26.12.1	845-4500	20
100	ハビネス	下高津3-6-7	児童福祉法	児童発達支援 放課後等デイサービス	営利法人	H27.2.1	897-3423	2 8
101	ワークステーション土浦	下高津1-5-8	障害者総合支援	就労継続支援A型	一般社団法人	H27.4.1	835-0710	20
102	はすね	田村町972	障害者総合支援	就労移行支援 就労継続B 生活介護 自立訓練(生活訓練)	社会福祉法人	H28.5.1	869-5500	6 30 28 6
103	Bee Corporation	田中3-8-28	障害者総合支援	就労移行支援 就労継続B	営利法人	H27.12.1	835-3003	10 10
104	百笑クラブ	天川2-28-2	障害者総合支援	就労移行支援 就労継続B	特定非営利活動法人	H28.1.1	899-8863	10 10
105	ハイライフサポート神立	白鳥町1106-234	障害者総合支援	就労継続支援A型	営利法人	H27.10.1	893-5888	20
106	グループホーム つばめ	田村町972	障害者総合支援	グループホーム	社会福祉法人	H28.4.1	869-5500	6
107	通所支援事業所 大夢	中荒川沖町18-12	児童福祉法	児童発達支援 放課後等デイサービス	営利法人	H28.1.1	845-3094	5 5
108	ブルリアアデイハウスシャンティクラブ	中高津2-5-15	障害者総合支援	生活介護	営利法人	H28.4.1	896-8551	20
109	元気's	小松3-27-2	障害者総合支援	児童発達支援 放課後等デイサービス	株式会社	H28.10.1	896-4141	10
110	就労センター土浦南	国分町3-28	障害者総合支援	就労継続支援A型	一般社団法人	H29.2.1	875-3800	20
111	ワークラボ	荒川沖東2-12-17 1F	障害者総合支援	就労継続支援A型	営利法人	H29.5.1	846-3303	20
112	キドックスファームつちうら	大畑1440	障害者総合支援	就労移行支援 就労継続B	特定非営利活動法人	H29.8.1	846-0661	14 6
113	土浦市老人福祉センター「湖畔荘」	手野町1892-1	老人福祉	福祉センター	土浦市	S56.4.1	828-0881	100
114	土浦市老人福祉センター「つわぶき」	中都町1-5428-2	老人福祉	福祉センター	土浦市	H4.9.15	831-4126	100
115	土浦市老人福祉センター「うらら」	大和町9-2	老人福祉	福祉センター	土浦市	H9.10.1	827-0050	100
116	デイサービスゆとりえ土浦	田中1-6-3	介護保険	デイサービス	営利法人	H22.9.1	875-4126	10
117	土浦ケアセンターそよ風	田中1-1-32	介護保険	デイサービス	営利法人	H12.5.25	835-2635	30
118	指定通所介護事業所 滝の園	穴塚1935	介護保険	デイサービス	社会福祉法人	H6.5.30	826-1110	30
119	デイサービスセンターなぎの木土浦	穴塚333-1	介護保険	デイサービス	営利法人	H24.2.27	869-9512	33
120	駅前デイサービス	大和町9-1	介護保険	デイサービス	営利法人	H27.10.1	828-5371	10
121	デイサービスハートリング土浦中央	中央1-5-16	介護保険	デイサービス	営利法人	H29.3.10	897-3770	20
122	ケアステーションあさひ土浦	大手町6-2	介護保険	デイサービス	営利法人	H29.8.1	825-3610	35
123	レコードブック土浦駅前店	港町1-7-5櫻井ビルII-2B	介護保険	デイサービス	営利法人	H29.8.1	896-5884	15
124	デイサービスここねす	生田町1-28トリニティビル1F	介護保険	デイサービス	営利法人	H30.2.1	845-7175	10
125	デイサービスセンター滝田	滝田1-10-2	介護保険	デイサービス	社会福祉法人	H31.1.17	875-5771	30
126	通所介護事業所 静霞園	東若松町3379	介護保険	デイサービス	社会福祉法人	H元.3.1	823-0889	25
127	ツクイ土浦	東真鍋町8-14	介護保険	デイサービス	営利法人	H17.3.1	825-1280	30
128	ヤックスデイサービス土浦	真鍋新町7-4	介護保険	デイサービス	営利法人	H22.11.1	824-1501	18
129	デイサービスまごころの家土浦真鍋	真鍋2-4-32	介護保険	デイサービス	営利法人	H28.6.20	846-1288	18
130	デイサービス桑林	荒川沖東3-17-28	介護保険	デイサービス	営利法人	H19.12.1	843-7116	35
131	つくばからだほうす	中村西根1055-1	介護保険	デイサービス	営利法人	H24.11.6	886-8873	25
132	飛羽ノ園デイサービス ながみね	中村西根2078-1	介護保険	デイサービス	土浦市	H15.6.1	830-5610	25

番号	施設名	所在地	関係法令	施設種別	経営主体	設置年月日	電話番号	収容人員
133	ケアパートナー・みなみ	荒川沖5-9	介護保険	デイサービス	営利法人	H16.6.14	834-3731	25
134	デイサービスセンターもりの家	北荒川沖町8-1	介護保険	デイサービス	社会福祉法人	H10.9.1	830-4722	25
135	デイサービスセンターSLP土浦	北荒川沖町3-13	介護保険	デイサービス	営利法人	H25.12.1	875-6206	10
136	デイサービス樹楽 土浦中	中199-9	介護保険	デイサービス	営利法人	H29.1.17	886-5265	22
137	デイサービスまいはうす	乙戸1-69	介護保険	デイサービス	営利法人	R2.3.4	843-6550	10
138	土浦からだはうす	小松2-12-6	介護保険	デイサービス	営利法人	H21.9.1	875-7737	18
139	喜楽希楽サービス通所介護事業所	上高津486-2	介護保険	デイサービス	宗教法人	H15.8.20	886-4433	23
140	デイサービスここいち永国	永国903-1	介護保険	デイサービス	営利法人	H24.5.1	879-5522	30
141	デイサービス永国長寿館	永国1048-1	介護保険	デイサービス	営利法人	H16.12.22	823-1951	40
142	飛羽/園デイサービスセンター指定通所介護事業所	小松3-18-18	介護保険	デイサービス	社会福祉法人	H3.5.30	826-2941	25
143	リハプライド・土浦	富士崎1-10-1	介護保険	デイサービス	営利法人	H26.3.1	896-6922	15
144	デイサービスまごころの家 土浦上高津	上高津新町10-52	介護保険	デイサービス	営利法人	H26.9.16	875-4501	10
145	デイサービス ガーデン	桜ヶ丘町14-38	介護保険	デイサービス	営利法人	H26.5.7	897-3305	25
146	デイサービス中高津シャンティ	中高津2-5-15	介護保険	デイサービス	営利法人	H28.10.1	896-8551	19
147	ご長寿らぶ土浦・小松デイサービスセンター	土浦市小松2-13-6	介護保険	デイサービス	営利法人	R1.5.1	893-3522	10
148	デイサービス桜ヶ丘	桜ヶ丘町19-30	介護保険	デイサービス	営利法人	R1.11.1	896-7801	20
149	からだはうす+	小松2-13-29	介護保険	デイサービス	営利法人	R2.2.1	090-9149-6091	30
150	デイサービスASUKA	神立中央1-1-10池田ビル1階105	介護保険	デイサービス	営利法人	H20.10.1	833-2682	30
151	デイサービスここいち土浦	おおつ野8-24-11	介護保険	デイサービス	営利法人	H21.4.1	830-3002	24
152	土浦晴山苑 デイサービスセンター	田村町2321-5	介護保険	デイサービス	社会福祉法人	H17.8.24	828-2322	30
153	デイサービスセンターこほく	菅谷町1168-1	介護保険	デイサービス	社会福祉法人	H26.7.1	893-3119	25
154	指定通所介護事業所 ライフサポートサルナ	おおつ野2-1-1	介護保険	デイサービス	社会福祉法人	H28.10.1	846-3607	110
155	神立デイサービスセンター優	土浦市神立町2245-3	介護保険	デイサービス	営利法人	R1.5.1	846-1116	10
156	土浦なごみ デイサービス	右廻644-1	介護保険	デイサービス	社会福祉法人	H18.8.1	841-7532	10
157	デイサービスセンター やすらぎの園	小岩田西2-1-49	介護保険	デイサービス	社会福祉法人	H14.12.1	835-3131	25
158	ご長寿らぶ土浦みぎもみデイサービスセンター	右廻2722	介護保険	デイサービス	営利法人	H28.2.15	893-2200	10
159	めいこうの里デイサービス	土浦市大岩田2469-11	介護保険	デイサービス	医療法人	H30.7.24	823-0015	25
160	つわ通所介護事業所	西並木町3690	介護保険	デイサービス	医療法人	H15.7.1	827-3291	18
161	デイサービスはなのえん	粟野町1852-1	介護保険	デイサービス	社会福祉法人	H16.8.20	830-0511	18
162	通所介護事業所プラザマアム	板谷7-626-11	介護保険	デイサービス	営利法人	H18.3.10	830-2206	25
163	デイサービス憩いの里	高岡2315	介護保険	デイサービス	社会福祉法人	H17.9.25	829-3030	30
164	デイサービスセンター シルトピア	本郷1679-1	介護保険	デイサービス	社会福祉法人	H6.8.1	862-1717	20
165	デイサービスセンター にいはり	藤沢3534-1	介護保険	デイサービス	営利法人	H16.7.1	829-3200	20
166	リハスマイル土浦	大畑1605-8	介護保険	デイサービス	営利法人	H25.9.1	896-8316	15
167	特別養護老人ホーム「滝の園」	穴塚1935	介護保険	老人福祉施設	社会福祉法人	H6.5.30	826-1110	50
168	特別養護老人ホーム「滝田」	土浦市滝田1-10-2	介護保険	老人福祉施設	社会福祉法人	H31.1.17	875-5771	58
169	特別養護老人ホーム「静霞園」	東若松町3379	介護保険	老人福祉施設	社会福祉法人	S56.4.1	824-9581	60
170	特別養護老人ホーム「もりの家」	北荒川沖町8-1	介護保険	老人福祉施設	社会福祉法人	H10.9.1	830-4755	54
171	特別養護老人ホーム「飛羽/園」	小松3-18-18	介護保険	老人福祉施設	社会福祉法人	H3.5.30	826-2941	50
172	特別養護老人ホーム「土浦晴山苑」	田村町2321-5	介護保険	老人福祉施設	社会福祉法人	H17.8.24	828-2322	70
173	特別養護老人ホーム「こほく」	菅谷町1168-1	介護保険	老人福祉施設	社会福祉法人	H26.7.1	893-3119	70
174	特別養護老人ホーム「やすらぎの園」	小岩田西2-1-49	介護保険	老人福祉施設	社会福祉法人	H14.12.1	835-3131	54
175	特別養護老人ホーム「なごみ」	右廻644-1	介護保険	老人福祉施設	社会福祉法人	H18.8.1	841-7532	90
176	特別養護老人ホーム「はなのえん」	粟野町1852-1	介護保険	老人福祉施設	社会福祉法人	H16.8.20	830-0511	45
177	特別養護老人ホーム「憩いの里」	高岡2315	介護保険	老人福祉施設	社会福祉法人	H17.9.25	829-3030	70
178	特別養護老人ホーム「シルトピア」	本郷1679-1	介護保険	老人福祉施設	社会福祉法人	H6.6.20	862-1717	47

番号	施設名	所在地	関係法令	施設種別	経営主体	設置年月日	電話番号	収容人員
179	地域密着型特別養護老人ホーム「ねもとの里」	穴塚1988-1	介護保険	地域密着型老人福祉施設	社会福祉法人	H27.7.1	893-2110	29
180	地域密着型特別養護老人ホーム「静霞園」	東若松町3379	介護保険	地域密着型老人福祉施設	社会福祉法人	H26.4.1	824-9581	20
181	地域密着型特別養護老人ホーム「もりの家」サテライト	乙戸230-2	介護保険	地域密着型老人福祉施設	社会福祉法人	H24.6.1	830-4755	29
182	地域密着型特別養護老人ホーム「飛羽/園・とわ」	小松3-18-18	介護保険	地域密着型老人福祉施設	社会福祉法人	H26.4.1	826-2941	20
183	地域密着型特別養護老人ホーム「やすらぎの園」	小岩田西2-1-49	介護保険	地域密着型老人福祉施設	社会福祉法人	H26.12.1	835-3131	20
184	地域密着型特別養護老人ホーム「やすらぎの園アネックス」	小岩田西2-7-41	介護保険	地域密着型老人福祉施設	社会福祉法人	H29.5.26	896-8330	29
185	地域密着型特別養護老人ホーム「みちのえん」	粟野町1829-4	介護保険	地域密着型老人福祉施設	社会福祉法人	H27.6.1	893-6061	29
186	介護老人保健施設「いっせい」	土浦市東崎町6-15	介護保険	老人保健施設	医療法人	H27.4.1	875-6900	29
187	介護老人保健施設「シルバーケア土浦」	木田余4606	介護保険	老人保健施設	医療法人	H9.3.5	826-7021	100
188	介護老人保健施設「セントラル土浦」	真鍋新町12番10号	介護保険	老人保健施設	医療法人	H30.2.1	893-6100	100
189	介護老人保健施設「常総の郷」	荒川沖6-110	介護保険	老人保健施設	医療法人	H18.4.21	843-5580	100
190	介護老人保健施設「えがお」	中村東2-21-1	介護保険	老人保健施設	医療法人	H23.6.1	869-9020	29
191	介護老人保健施設「さくら」	神立町444-2	介護保険	老人保健施設	医療法人	H8.6.25	833-1020	100
192	介護老人保健施設「ひかり」	右廻1113-1	介護保険	老人保健施設	医療法人	H16.10.18	843-3321	100
193	ケアパレス・ナヴァーレ	港町3-30-23	介護保険	有料老人ホーム	営利法人	H18.10.1	835-1133	71
194	サンテラス土浦	文京町8-3	介護保険	有料老人ホーム	社会福祉法人	H12.8.1	826-6333	137
195	ハートワン土浦	天川1-18-80	介護保険	有料老人ホーム	営利法人	H19.1.1	825-0250	40
196	かがやきの郷	常名2212	介護保険	有料老人ホーム	営利法人	H12.3.24	823-8808	186
197	グループホーム だんらん	穴塚1957	介護保険	グループホーム	社会福祉法人	H16.12.7	821-7071	18
198	グループホーム 和晃	若松町5-28	介護保険	グループホーム	営利法人	H16.4.7	826-1628	8
199	グループホーム しょうわ家族	荒川本郷218-173	介護保険	グループホーム	営利法人	H15.10.1	841-5666	18
200	グループホーム きらめき	小松2-9-12	介護保険	グループホーム	営利法人	H15.12.1	824-7810	27
201	グループホーム 永国長寿館	永国1048-1	介護保険	グループホーム	営利法人	H16.12.23	823-1951	18
202	グループホーム ASUKA	神立町673-62	介護保険	グループホーム	営利法人	H13.7.1	834-1218	9
203	グループホーム 太陽	菅谷町1469-154	介護保険	グループホーム	営利法人	H15.10.1	830-0301	9
204	グループホーム 土浦マロン館	菅谷町1358-1	介護保険	グループホーム	営利法人	H17.10.4	831-7086	18
205	グループホーム 鶴沼の里	神立東2-21-22	介護保険	グループホーム	営利法人	H15.11.16	834-0011	27
206	グループホーム 鶴沼の里2	神立東1-16-33	介護保険	グループホーム	営利法人	H17.2.1	830-0220	18
207	グループホーム 寄居	神立町443-5	介護保険	グループホーム	医療法人	H15.3.1	833-2070	27
208	グループホーム きらめき2	右廻2743-1	介護保険	グループホーム	営利法人	H17.6.6	843-1991	18
209	グループホーム 和楽樹	板谷1-478-3	介護保険	グループホーム	営利法人	H18.3.31	833-2400	9
210	グループホーム いっしん館こまち	藤沢894-1	介護保険	グループホーム	営利法人	H17.1.24	830-6000	18
211	グループホーム おらが里	藤沢3534-1	介護保険	認知症デイサービス	医療法人	H12.4.1	862-1101	9
212	デイサービス しょうわ家族	荒川本郷218-115	介護保険	認知症デイサービス	営利法人	H21.10.1	842-7466	12
213	デイサービス 寄居	神立町443-5	介護保険	認知症デイサービス	医療法人	H24.12.1	833-2070	9
214	デイサービス おらが里	藤沢3534-1	介護保険	軽費老人ホーム	医療法人	H27.6.1	862-1101	3
215	ケアハウス「ポブラ館」	東若松町3374	老人福祉	軽費老人ホーム	社会福祉法人	H8.4.13	826-8888	50
216	ケアハウス「もりの家」	北荒川沖町8-2	老人福祉		社会福祉法人	H10.9.1	841-8885	30
217	土浦市ふれあいセンター「ながみね」	中村西根2078-1			土浦市	H15.6.1	830-5600	
218	土浦市シルバー人材センター	東真鍋町2-5	高齢者雇用安定法		公益社団法人	S57.3.11	824-8281/8282	
219	土浦市社会福祉センター	大和町9-2			土浦市	S44.11.1	821-5995/5996	
220	新治総合福祉センター	沢辺1423-1			土浦市	H8.4.10	862-3522	
221	土浦市社会福祉協議会	大和町9-2	社会事業		社会福祉法人	S27.3.1	821-5995/5996	

10 国民年金

(1) 拠出年金（各年度末現在）

ア 国民年金被保険者適用及び免除状況

(単位：人・件・%)

区分	適用者					適用率	保険料免除		
	1号	任意	小計	3号	合計		法定免除	申請免除	計
平成28年度	18,332	246	18,578	9,339	27,917	-	1,045	一部 579 全額 2,931 学特 1,860 猶予 613	7,028
” 29 ”	17,648	215	17,863	9,202	27,065	-	1,076	一部 481 全額 2,748 学特 1,857 猶予 630	6,792
” 30 ”	17,085	221	17,306	8,885	26,191	-	1,095	一部 443 全額 2,612 学特 1,875 猶予 690	6,715
令和元 ”	16,584	226	16,810	8,594	25,404	-	1,095	一部 465 全額 2,679 学特 1,874 猶予 648	6,761
” 2 ”	16,552	214	16,766	8,294	25,060	-	1,163	一部 375 全額 2,700 学特 1,816 猶予 664	6,718

イ 国民年金保険料納付状況

(単位：人・%)

区分	A 納付対象月数（累計）	B 納付実施月数（累計）	納付率 $\frac{B}{A}$ %
平成28年度	149,084	86,996	58.4
” 29 ”	138,098	81,990	59.4
” 30 ”	133,258	81,587	61.2
令和元 ”	125,773	78,352	62.2
” 2 ”	123,050	79,159	64.3

ウ 国民年金保険料

定額保険料 月額 16,610円（令和3年4月から）

付加保険料 月額 400円

エ 拠出年金支給額（令和3.4.1から）

老齢基礎年金 $780,900円 \times \left[\left(\frac{\text{保険料納付済月数}}{\text{加入可能年数}} \right) + \left(\frac{\text{平成21年度以降全額免除月数}}{\text{加入可能年数}} \right) \times \frac{1}{2} + \left(\frac{\text{平成21年度以前全額免除月数}}{\text{加入可能年数}} \right) \times \frac{1}{3} \right. \\ \left. + \left(\frac{\text{平成21年度以降}}{\text{4分の1納付月数}} \right) \times \frac{5}{8} + \left(\frac{\text{平成21年度以前}}{\text{4分の1納付月数}} \right) \times \frac{1}{2} + \left(\frac{\text{平成21年度以降}}{\text{2分の1納付月数}} \right) \times \frac{3}{4} \right. \\ \left. + \left(\frac{\text{平成21年度以前}}{\text{2分の1納付月数}} \right) \times \frac{2}{3} + \left(\frac{\text{平成21年度以降}}{\text{4分の3納付月数}} \right) \times \frac{7}{8} + \left(\frac{\text{平成21年度以前}}{\text{4分の3納付月数}} \right) \times \frac{5}{6} \right]$

加入可能年数×12

障害基礎年金 1級 976,125円

2級 780,900円

遺族基礎年金 780,900円

付加年金 200円×納付月数（付加年金加入者は老齢（基礎）年金に加算）

寡婦年金 夫の老齢基礎年金額の4分の3（付加年金を除く）

死亡一時金	納付済期間	3年以上15年未満	120,000円
		15年〃20年〃	145,000円
		20年〃25年〃	170,000円
		25年〃30年〃	220,000円
		30年〃35年〃	270,000円
		35年〃	320,000円

オ 拋出年金受給者の状況

(令和3年3月31日現在)

区 分	受 給 権 者 数	受 給 金 額
老齡年金及び通算老齡年金	38,288 人	24,919,181 千円
障 害 年 金	2,082 人	1,805,061 千円
遺族年金（母子含む）	217 人	168,209 千円
寡 婦 年 金	15 人	6,556 千円
合 計	40,602 人	26,899,007 千円

11 国民健康保険

国民健康保険は、職域を中心とする被用者保険以外を対象として、疾病、負傷、出産、死亡について必要な保険給付を行うことを目的とする医療保険制度である。

(1) 事業開始

昭和26年1月10日

(2) 国民健康保険運営協議会

国民健康保険法において市町村の必置機関とされており、国民健康保険運営に関する重要事項を審議する市長の諮問機関である。

○委員の構成……………14人

被保険者代表 4人
 保険医又は保険薬剤師代表 4人
 公益代表 4人
 被用者保険等保険者代表 2人

国保事業の運営にあたり、被保険者、療養担当者等それぞれの立場の利害の調整を図り、また公正かつ適正な協議会の運営を図るため以上の構成となっている。

(3) 被保険者の推移

ア 被保険者加入状況（住民基本台帳）

(各年度末現在)

区分 年度	全 市		国 民 健 康 保 険		加 入 割 合 (%)	
	世 帯	人 口	世 帯	被 保 険 者	世 帯	被 保 険 者
平成28年	64,552	143,182	22,747	37,716	35.2	26.3
〃 29 〃	65,334	142,734	22,086	35,865	33.8	25.1
〃 30 〃	66,087	142,143	21,473	34,078	32.5	24.0
令和元年	67,023	141,655	20,858	32,633	31.1	23.0
〃 2 〃	67,936	141,119	20,737	31,973	30.5	22.7

イ 事由別異動状況

年度 区分	平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		
	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	
資格 取得 届	転入	1,362	1,704	1,443	1,777	1,416	1,726	1,414	1,700	1,265	1,477
	社保離脱	3,014	4,262	3,065	4,282	3,029	4,136	3,008	4,118	3,172	4,298
	生保廃止	34	48	37	46	34	44	44	51	27	31
	出生	204	206	169	172	142	144	125	126	91	94
	後期から	1	1	4	4	5	5	6	6	4	4
	その他	61	76	110	137	76	93	67	94	82	106
	小計	4,676	6,297	4,828	6,418	4,702	6,148	4,664	6,095	4,641	6,010
資格 喪失 届	転出	1,097	1,424	1,108	1,376	1,043	1,318	1,199	1,436	1,009	1,187
	社保加入	3,728	5,218	3,481	4,811	3,190	4,415	3,099	4,130	2,704	3,613
	生保開始	102	114	83	99	91	104	105	129	90	109
	死亡	214	214	226	226	198	199	229	229	197	197
	後期へ移行	1,550	1,553	1,551	1,554	1,658	1,662	1,315	1,318	1,291	1,295
	その他	213	256	165	203	208	237	253	298	221	269
	小計	6,904	8,779	6,614	8,269	6,388	7,935	6,200	7,540	5,512	6,670
世帯合併	38	-	52	-	48	-	55	-	34	-	
世帯分離	139	-	151	-	141	-	135	-	94	-	
一部転居	23	-	16	-	13	-	8	-	6	-	
世帯主変更	505	-	518	-	466	-	455	-	466	-	
合計	12,285	15,076	12,179	14,687	11,758	14,083	11,517	13,635	10,753	12,680	

保福
健社

(4) 保険給付

ア 療養の給付（現物給付）又は療養費及び移送費の支給（現金給付）

被保険者の疾病および負傷に関して法に定める要件を除き給付の制限はなく、保険診療で定められたすべてについて給付する。

- 診察
- 薬剤または治療材料の支給
- 処置、手術その他の治療
- 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 入院時食事療養費
- 移送費

ほかに柔道整復師の施術、鍼灸マッサージ（医師の同意のあるもののみ）についても給付する。

イ 給付の割合

- 義務教育就学前8割、70歳以上75歳未満8割ただし、（一定以上所得者7割）、その他7割ただし、結核予防法第34条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第32条は10割（公費分を含む）

ウ 高額療養費

同じ月内の医療費の自己負担が高額になったとき、申請により自己負担限度額を超えた分が高額医療費として支給されます。

1. 70歳未満の方（医療機関ごとに計算。ただし、入院、外来、医科及び歯科は別計算）

区 分	自 己 負 担 限 度 額		
所得が901万円を超える	(ア)	252,600円	実際の医療費が842,000円を超えた場合は、超えた分の1%の額を加算
所得が600万円を超え901万円以下	(イ)	167,400円	実際の医療費が558,000円を超えた場合は、超えた分の1%の額を加算
所得が210万円を超え600万円以下	(ウ)	80,100円	実際の医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%の額を加算
所得が210万円以下 (市・県民税非課税世帯除く)	(エ)	57,600円	
市・県民税非課税世帯	(オ)	35,400円	

※同一世帯で同一月以内に一部負担金を21,000円以上支払った場合が2回以上あったとき、これらの額を合算して、限度額を超えた分を支給。また、過去1年間に3回以上高額療養費が支給されている場合、4回目以降は、自己負担限度額が、(ア)は140,100円、(イ)93,000円、(ウ)・(エ)44,400円、(オ)24,600円になります。

2. 70歳以上75歳未満の方（外来は、個人単位、入院は世帯単位で合算）

区 分	自 己 負 担 限 度 額		
	外 来 の 限 度 額	外 来 の 限 度 額	入 院 及 び 世 帯 ご と の 限 度 額
現役並み所得者	課税所得 690万円以上	252,600円 (※1) 実際の医療費が842,000円を超えた場合は、超えた分の1%の額を加算	
	課税所得 380万円以上	167,400円 (※2) 実際の医療費が558,000円を超えた場合は、超えた分の1%の額を加算	
	課税所得 145万円以上	80,100円 (※3) 実際の医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%の額を加算	
一 般 (市・県民税課税世帯で現役並み所得者以外の方)		18,000円 (年間限度額144,000円)	57,600円 (※3)
市・県民税非課税世帯	II	8,000円	24,600円
	I		15,000円

※現役並み所得者及び一般の区分で世帯ごとの高額医療費が過去1年間に3回以上支給されている場合、4回目以降の自己負担限度額が※1は140,100円、※2は93,000円、※3は44,000円になります。

エ その他の給付

出産育児一時金	1件	原則420,000円	被保険者が出産したとき
葬 祭 費	1件	50,000円	被保険者が死亡したとき

才 保険給付の推移

(療養給付費)

(単位：件・千円・%)

年度 区分	平成28年度	前 年 比	平成29年度	前 年 比	平成30年度	前 年 比	令和元年度	前 年 比	令和2年度	前 年 比
件数	590,086	96.6	559,934	91.6	540,257	96.5	516,421	95.6	461,083	89.3
費用額	12,339,477	97.3	12,090,926	95.3	11,849,173	98.0	11,546,159	97.4	10,629,383	92.1
保険者負担分	8,963,248	97.1	8,800,477	95.4	8,628,242	98.0	8,420,256	97.6	7,761,866	92.2
一部負担金	2,962,957	99.7	2,922,528	98.3	2,909,058	99.5	2,846,992	97.9	2,589,781	91.0
薬剤一部負担額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他負担分	413,272	85.6	367,921	76.2	311,873	84.8	278,911	89.4	277,736	99.6

(療養費等)

(単位：件・千円・%)

件数	15,249	93.7	13,587	83.5	11,976	88.1	11,442	95.5	10,050	87.8
費用額	132,803	91.2	118,409	81.3	103,445	87.4	100,279	96.9	87,617	87.4
保険者負担分	96,752	91.3	86,361	81.5	75,950	78.8	72,870	95.9	64,247	88.2
一部負担金	33,602	92.4	30,736	84.5	26,773	87.1	27,304	102.0	23,276	85.2
薬剤一部負担額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他負担分	2,449	74.2	1,312	39.7	722	55.0	105	14.5	94	89.5

(計：療養諸費)

(単位：件・千円・%)

件数	605,335	96.5	573,521	91.4	552,233	96.3	527,863	95.6	471,133	89.3
費用額	12,472,280	97.2	12,209,335	95.2	11,952,618	97.9	11,646,438	97.4	10,717,000	92.0
保険者負担分	9,060,000	97.1	8,886,838	95.2	8,704,192	97.9	8,493,126	97.6	7,826,113	92.1
一部負担金	2,996,659	99.6	2,953,264	98.2	2,935,831	99.4	2,874,296	97.9	2,613,057	90.9
薬剤一部負担額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他負担分	415,721	85.5	369,233	75.9	312,595	84.7	279,016	89.3	277,830	99.6

療養諸費の1人当たり・1件当たり費用額

(単位：件・千円・%)

年度 区分	平成28年度	前 年 比	平成29年度	前 年 比	平成30年度	前 年 比	令和元年度	前 年 比	令和2年度	前 年 比
一人当たり費用額	316,724	101.6	330,724	106.0	338,515	102.4	347,593	102.7	333,728	96.0
1件当たり "	20,604	100.7	21,288	104.1	21,644	101.7	22,063	101.9	22,747	103.1

高額療養支給状況

(単位：件・千円)

区分	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成2年度
支 給 額		1,225,110	1,218,084	1,269,328	1,270,026	1,166,653
支 給 件 数		20,626	19,547	21,238	20,162	19,327
1 件 当 り 支 給 額		59	62	60	63	60

出産育児一時金・葬祭費の支給状況

(単位：件・千円)

区分	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成2年度
出 産 育 児 一 時 金	1 件 当 支 給 額	404～420	404～420	404～420	404～420	404～420
	支 給 件 数	200	171	137	119	97
	支 給 額	83,792	71,660	57,396	49,836	40,596
葬 祭 費	1 件 当 支 給 額	50	50	50	50	50
	支 給 件 数	184	186	188	202	185
	支 給 額	9,200	9,300	9,400	10,100	9,250

カ 保健事業

被保険者の疾病予防並びに健康の保持増進に努め、国民健康保険事業の健全な運営を確保するために実施している。

- 市の疾病予防事業として実施する各検診の自己負担分の無料化
- 特定健診、特定保健指導の実施
- 日帰り人間ドック（健診機関：霞ヶ浦成人病研究事業団健診センター、つくば総合健診センター、土浦協同病院予防医療センター、神立病院健診センター、日立製作所土浦診療健診センタ、牛久愛和総合病院総合健診センター、筑波記念病院つくばトータルヘルスプラザ、セントラル総合クリニック、龍ヶ崎済生会総合健診センター、霞ヶ浦医療センター、筑波大学附属病院つくば予防医学研究センター、筑波学園病院健診センター）及び脳ドック（健診機関：つくば総合健診センター、霞ヶ浦成人病研究事業団健診センター、土浦協同病院予防医療センター、筑波記念病院つくばトータルヘルスプラザ、龍ヶ崎済生会総合健診センター、神立病院健診センター、県南病院、霞ヶ浦医療センター、筑波大学附属病院つくば予防医療研究センター、筑波学園病院健診センター、牛久愛和病院総合健診センター）の健診料の半額程度補助
- 医療費通知

キ 高額療養費貸付制度

昭和53年4月1日から国民健康保険の被保険者に対し、著しく高額な療養に要した費用の支払いについて貸付を行い、一時その負担の軽減を図る。

- 貸付対象者……………国保被保険者
- 貸付金額……………高額療養費の90%以内
- 貸付期間……………高額療養費の支給日まで
- 貸付利子……………無利子

ク 出産費資金貸付制度

平成13年10月1日から国民健康保険の被保険者に対し、出産予定日まで1月以内である場合に、出産費資金について貸付を行い、一時その負担の軽減を図る。

- 貸付対象者……………国保被保険者
- 貸付金額……………出産費一時金の90%以内
- 貸付期間……………出産育児一時金の支給日まで
- 貸付利子……………無利子

ケ 限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証の発行

平成19年4月1日から、国民健康保険の被保険者が診療費を受けた場合、申請により、医療機関の窓口の支払が限度額までとなります。

○対象者 以下のいずれかに該当する国保被保険者

- ・70歳未満の方
- ・70歳以上75歳未満の住民税課税所得690万円未満の現役並み所得者の方
- ・70歳以上75歳未満の非課税世帯の方

(5) 国民健康保険税

国民健康保険税は、所得割、被保険者均等割、世帯別平等割の三方式による合算によって賦課される。

ア 税率および賦課基準、減額等（令和3年4月現在）

区分	内 容	医療分税率	支援分税率	介護分税率
所得割額	前年の総所得金額および山林所得金額の合算額から基礎控除額を差引いた額に応じて計算	7.26/100	2.36/100	2.04/100
均等割額	被保険者の人数に応じて計算	22,800円	7,600円	9,100円
平等割額	1世帯あたりの定額	28,300円	9,500円	6,400円
課税限度額	算出額がこの額を超えた場合は、限度額	630,000円	190,000円	170,000円

減 額：世帯の総所得金額等が一定基準以下（別表）の場合は均等割及び平等割が、2割・5割もしくは7割減額になる。

（減額基準）

区分	減額基準額算出式	備 考（減額される金額）
2割減額	基準額＝基礎控除(43万円)＋52万円×(被保険者数) ＋10万円×(給与所得者等の数－1)	均等割1人につき (医療分)4,560円(支援分)1,520円(介護分)1,820円 平等割1世帯につき (医療分)5,660円(支援分)1,900円(介護分)1,280円 がそれぞれ減額
5割減額	基準額＝基礎控除(43万円)＋28.5万円×(被保険者数) ＋10万円×(給与所得者等の数－1)	均等割1人につき (医療分)11,400円(支援分)3,800円(介護分)4,550円 平等割1世帯につき (医療分)14,150円(支援分)4,750円(介護分)3,200円 がそれぞれ減額
7割減額	基準額＝基礎控除(43万円) ＋10万円×(給与所得者等の数－1)	均等割1人につき (医療分)15,960円(支援分)5,320円(介護分)6,370円 平等割1世帯につき (医療分)19,810円(支援分)6,650円(介護分)4,480円 がそれぞれ減額

※給与所得者等の数とは、一定の給与所得者(給与収入55万円超)と公的年金等の支給(60万円超(65歳未満)又は110万円超(65歳以上))を受けている方です。
これらに該当する方が世帯にいない場合、(給与所得者等の数－1)はゼロとして計算します。

イ 納 期

納税通知書は、1～8期分を7月に送付。8期に分けて納付する。

期 別	1	2	3	4	5	6	7	8
納期月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月

ウ 保険税の推移

(ア) 保険税率及び課税限度額

区分	年度	平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		医療分	支援分	介護分												
応能割	所得割	6.59 /100	2.68 /100	2.08 /100	6.59 /100	2.68 /100	2.08 /100	7.26 /100	2.36 /100	2.04 /100	7.26 /100	2.36 /100	2.04 /100	7.26 /100	2.36 /100	2.04 /100
	均等割 ^(円)	20,500	7,700	9,000	20,500	7,700	9,000	22,800	7,600	9,100	22,800	7,600	9,100	22,800	7,600	9,100
応益割	平等割 ^(円)	24,900	9,300	6,300	24,900	9,300	6,300	28,300	9,500	6,400	28,300	9,500	6,400	28,300	9,500	6,400
	課税限度額 ^(万円)	54	19	16	54	19	16	58	19	16	61	19	16	63	19	17

(イ) 賦課（現年度分）状況

区 分		年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
算 出 税 額	所 得 割 額		2,811,533	2,620,807	2,563,452	2,397,118	2,546,113
	均 等 割 額		1,267,384	1,183,039	1,207,606	1,145,399	1,097,174
	平 等 割 額		855,923	817,572	870,663	842,088	817,381
	合 計		4,934,840	4,621,418	4,641,721	4,384,605	4,460,668
上 記 の 賦 課 割 合	所 得 割		56.97	56.71	55.22	54.67	57.08
	均 等 割		25.68	25.60	26.02	26.12	24.60
	平 等 割		17.35	17.69	18.76	19.21	18.32
減免による減額			6,031	5,491	6,946	3,867	19,997
保 險 税 軽 減 額			533,709	522,608	560,993	550,221	538,599
限 度 超 過 額			390,286	394,536	391,452	336,390	545,569
調 定 額			3,868,016	3,575,836	3,584,949	3,425,474	3,335,265
前 年 比			96.0	92.4	100.3	95.6	97.4
世 帯 当 り 調 定 額			170,045	161,905	166,951	164,228	160,836
前 年 比			99.7	95.2	100.3	98.4	97.9
被 保 険 者 一 人 当 り 限 定 額			102,556	99,703	105,198	104,970	104,315
前 年 比			102.4	97.2	100.3	99.8	99.4

(ウ) 収納状況

年度	調 定 額	調 定 額 (千円)	取 納 額 (千円)	不 納 欠 損 額 (千円)	未 取 額 (千円)	取 納 率 (%)
平 成 28 年 度	現 年 度 分	3,868,015	3,398,229	233	469,553	87.9
	滞 納 繰 越	1,893,472	391,800	274,128	1,227,544	20.7
	計	5,761,486	3,790,030	274,360	1,697,096	65.8
平 成 29 年 度	現 年 度 分	3,575,836	3,160,784	716	414,335	88.4
	滞 納 繰 越	1,682,799	332,952	250,004	1,099,844	19.8
	計	5,258,635	3,493,736	250,720	1,514,179	66.4
平 成 30 年 度	現 年 度 分	3,584,949	3,180,262	528	404,160	88.7
	滞 納 繰 越	1,498,910	302,059	277,168	919,683	20.2
	計	5,083,860	3,482,321	277,696	1,323,842	68.5
令 和 元 年 度	現 年 度 分	3,425,474	3,059,848	597	365,029	89.3
	滞 納 繰 越	1,306,369	300,922	241,597	763,849	23.0
	計	4,731,843	3,360,771	242,194	1,128,878	71.0
令 和 2 年 度	現 年 度 分	3,335,265	3,001,442	0	333,823	90.0
	滞 納 繰 越	1,332,175	297,129	213,584	821,462	22.3
	計	4,667,440	3,298,571	213,584	1,155,285	70.7

12 後期高齢者医療制度

75歳以上（一定の障害があると認定されたときは65歳以上）の方は、これまでの国民健康保険、健康保険組合や共済組合などの被用者保険（被扶養者であった方を含む）の資格はなくなり、後期高齢者医療制度に加入することになります。

後期高齢者医療制度は、茨城県内の全市町村で構成する「茨城県後期高齢者医療広域連合」（以下「広域連合」という。）が運営します。

（1）対象となる方

1) 75歳以上の方

75歳の誕生日から被保険者となります。

2) 65歳以上75歳未満の方で一定の障害があると広域連合の認定を受けた方

申請して認定を受けた日から被保険者となります。

（2）保険料

1) 後期高齢者医療制度では、被保険者全員が個人ごとに保険料を納付します。

保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者ごとの所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。

◇令和2・3年度の保険料率（茨城県内は均一の保険料率）

1年間の保険料 (100円未満切り捨て)	=	均等割額 46,000円	+	所得割額 (総所得金額等－基礎控除額)×8.50%
-------------------------	---	-----------------	---	------------------------------

※総所得金額等とは、前年の収入から必要経費（公的年金控除額や給与所得控除額など）を差し引いたもので、社会保険料控除、配偶者控除などの各種所得控除前の金額です。

なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。

※基礎控除額とは、地方税法第314条の2第2項に規定されている額（前年の合計所得金額が2,400万円以下の場合には43万円。）となります。

※保険料額の賦課限度額（上限）は、64万円です。

※年度の途中で後期高齢者医療制度の対象になられた方は、資格取得月からの月割りで保険料額が計算されます。

2) 保険料の軽減措置

①均等割額の軽減

「同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得額などの合計額」が次の基準額を超えない場合、保険料の「均等割」が軽減されます。

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等が次の場合	均等割額の軽減割合
①43万円+10万円×（給与所得者等の数－1）以下の世帯	7割
②43万円+10万円×（給与所得者等の数－1）+「28.5万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	5割
③43万円+10万円×（給与所得者等の数－1）+「52万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	2割

※収入が公的年金の方は、年金収入額から公的年金控除（年金収入額が330万円未満は120万円）を差し引き、65歳以上の方は、さらに高齢者特別控除（15万円）を差し引いて判定します。

※給与所得者等の数とは、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者をいいます。

②その他の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、均等割額が5割軽減（加入後2年間に限る）されます。また、所得割額の負担はありません。

※国民健康保険、国民健康保険組合の加入者であった方は該当しません。

※①の対象となる方は、軽減割合の高い方が優先されます。

(3) 窓口での自己負担割合

医療機関等の窓口で支払う自己負担金の割合は、かかった医療費の「1割」です。ただし、「現役並み所得者」は、「3割」となります。

※「現役並み所得者」

同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる方。

ただし、昭和20年1月2日以降生まれの被保険者及び同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者は、基礎控除後の総所得金額等の世帯内合計額が210万円以下であれば、「1割」になり、また、次のいずれかの条件を満たす場合は、申請をすることで「1割」になります。

- ①被保険者が世帯に一人の場合は、総収入の額が383万円未満
- ②被保険者が世帯に二人以上の場合は、総収入の合計が520万円未満
- ③被保険者が世帯に一人の場合で、その同じ世帯に70歳以上75歳未満の方がいる場合にはその総収入の合計が520万円未満

(4) 自己負担限度額と高額療養費

1カ月の医療費が高額になったときは、自己負担限度額までの支払いで済みます。自己負担限度額を超える窓口負担をした場合、超えた分は高額療養費として払い戻されます。

所得区分	外来+入院（世帯単位）	
	外来（個人単位）	
現役並み所得者Ⅲ (課税所得690万円以上)	252,600円 + (医療費-842,000円) × 1% 〈多数回140,100円※〉	
現役並み所得者Ⅱ (課税所得380万円以上)	167,400円 + (医療費-558,000円) × 1% 〈多数回93,000円※〉	
現役並み所得者Ⅰ (課税所得145万円以上)	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1% 〈多数回44,400円※〉	
一般	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 (多数回44,400円※)
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

(令和2年4月1日現在)

※過去12か月以内に限度額を超えた支給が3回以上あった場合、

4回目から多数回該当となり、限度額が下がります。

※月の途中で75歳になり、後期高齢者医療制度に加入した方は、誕生月の自己負担限度額が通常2分の1になります。

※外来年間合算：一般区分の方で1年間の自己負担額が144,000円を超えた場合、その超えた額が高額療養費として支給されます。

13 医療費助成制度

(1) 医療福祉費支給制度

土浦市に居住し、各種医療保険に加入している者で、小児、ひとり親家庭の母（父）子、重度心身障害者及び妊産婦に対して、必要な医療を容易に受けられるよう、その一部を助成し、健康の向上と福祉の増進を図るため「土浦市医療福祉費支給に関する条例」により、医療福祉費を支給する。

ア 小児

該当者

- (ア) 外来：誕生日から高校3年生相当年齢
- (イ) 入院：誕生日から高校3年生相当年齢

イ ひとり親家庭の母（父）子

該当者

- (ア) 母子家庭の母と子、父子家庭の父と子
 - ・ 配偶者のない（死別、離婚など）者で18歳になった日以後の最初の3月31日までの児童を監護している方とその児童
 - ・ 20歳になった日以後の最初の3月31日までの障害児とその母、父
 - ・ 20歳になった日以後の最初の3月31日までの高校在学者とその母、父
- (イ) 父母の不在（ア）に掲げる児童
- (ウ) 父母の不在（ア）に掲げる児童を養育している配偶者のない者又は婚姻をしたことのない者
- (エ) 上記に準じ、次のような場合も母と子、父と子が対象となる
 - 夫又は妻（又は父母）の生死が1年以上明らかでないとき
 - 夫又は妻（又は父母）から1年以上遺棄されているとき
 - 夫又は妻（又は父母）が精神又は身体の障害により1年以上労働能力を失っているとき
 - 夫又は妻（又は父母）が1年以上拘禁されているとき
- (オ) 所得制限

合計扶養 老人・特定(扶)	0人	1人	2人	3人
0人	3,096			
1人	3,476	3,576		
2人	3,856	3,956	4,056	
3人	4,236	4,336	4,436	4,536
4人	4,616	4,716	4,816	4,916
5人	4,996	5,096	5,196	5,296

(令和3年4月1日現在)

ウ 重度心身障害者

該当者

- (ア) 身体障害者福祉法施行規則別表第5号（省令別表、以下同じ）の1級又は2級の障害の程度に該当し、手帳の交付を受けた者
- (イ) 障害名が心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能障害で、省令別表の3級に該当し、手帳の交付を受けた者。
- (ウ) 児童福祉法第15条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法第12条に規定する知的障害者の更生相談所において、知能指数が35以下と判定された者

- (エ) 身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の3級に該当し、かつ児童相談所又は更生相談所において、知能指数が50以下と判定された者
- (オ) 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた者（平成31年4月1日から）
- (カ) 特別児童扶養手当1級の支給対象の児童
- (キ) 障害年金1級の受給権者
- (ク) 所得制限

(単位：千円)

扶養親族数	本人	配偶者・扶養義務者
0人	5,209	6,287
1人	5,589	6,536
2人	5,969	6,749
	(扶養親族1人ごとに380千円加算)	(扶養親族1人ごとに213千円加算・2人目以降)

(令和3年4月1日現在)

エ 妊産婦

該当者

- (ア) 県の妊産婦の医療福祉制度は、妊娠の継続又は安全な出産のために、必要となる医療に関する産婦人科受診の場合に、医療助成を行う。
- (イ) 市単独事業により、所得制限を撤廃し、産婦人科以外のすべての医療機関の受診に対する医療助成を行う。
 - ・利用期間……母子保健法に基づく妊娠の届出日の属する月の初日から出産月の翌末日まで

医療福祉費支給制度（マル福）受給者数

(単位：人)

区 分	令和元年度			令和2年度			
	県制度	市単独	計	県制度	市単独	計	
妊 産 婦 ^(※1)	564	28	592	624	22	646	
小 児 ^(※2)	18,112	1,016	19,128	17,611	1,533	19,144	
内 訳	未 就 学 児	6,439	262	6,701	6,096	272	6,368
	小 学 生	6,307	389	6,696	6,181	415	6,596
	中 学 生	2,775	365	3,140	2,749	334	3,083
	高校生(相当年齢)	2,591	0	2,591	2,585	512	3,097
母 子 家 庭	2,565	0	2,565	2,537	0	2,537	
父 子 家 庭	239	0	239	240	0	240	
重 度 心 身 障 害 者	1,021	0	1,021	1,046	0	1,046	
65歳以上重度心身障害者	1,608	0	1,608	1,601	0	1,601	
計	24,109	1,044	25,153	23,659	1,555	25,214	

(※1) 妊産婦の市単独…県制度所得超過者（R1:28名、R2:22名）のほか、県制度受給者のうち妊産婦特有の疾病以外についても助成している。
県制度の助成:妊産婦特有の疾病（所得制限あり）

(※2) 小児の市単独…県制度所得超過者（R1:1,016名、R2:1,533名）のほか、県制度受給者の内高校生の外来についても助成している。
県制度の助成:小学6年生までの外来、高校3年生相当年齢までの入院（所得制限あり）

14 保健衛生

市民の健康推進と疾病予防のための、各種保健事業、予防接種を主とした感染症予防対策、市民の休日及び夜間の医療不安に対する救急医療対策事業を実施している。

○土浦市保健センター施設概要

	土浦市保健センター	土浦市保健センター 新治分室
所在地	土浦市下高津二丁目7番27号	土浦市藤沢990番地
構造	鉄筋コンクリート造3階建	鉄筋コンクリート造平屋建
敷地面積	5,000㎡	1,542㎡
建築面積	1,180.89㎡	528.64㎡
延床面積	2,855.28㎡	508.43㎡
施工期間	着工 平成2年6月26日 竣工 平成3年6月15日	着工 昭和61年9月17日 竣工 昭和62年3月20日
業務開始	平成3年8月1日	昭和62年4月1日
総事業費	1,604,996千円	103,749千円

(1) 土浦市地域医療運営協議会

本市における地域医療の運営等について、必要な事項を調査審議する機関である。

- 委員の構成及び任期 15名以内 2年

市議会議員、医師会及び歯科医師会の会長及び会員、保健所長、学識経験者、副市長、その他特に市長が認める者

(2) 健康つちうら21計画推進委員会

本市における健康増進計画及び食育推進計画を策定し、市民の健康増進を総合的かつ効果的に推進する。

- 委員の構成及び任期 20名以内 3年

市議会議員、医師会・歯科医師会及び薬剤師会の会長及び会員、学識経験者、地区組織・関係機関及び団体の代表者、その他特に市長が認める者

(3) 土浦市予防接種健康被害調査委員会

市が実施する予防接種に関連して発生した健康被害の調査及び補償について協議を行う。

- 委員の構成及び任期 10名以内 2年

医師会の会員、予防接種に関して専門的知識及び経験を有する医師、保健所長、副市長

(4) 土浦市食生活改善推進員協議会

食生活改善推進員の活動を通して、会員の資質の向上と活動の振興を図り、土浦市の食生活改善活動を効果的に推進することによって、市民の健康づくり及び体力の増進に寄与することを目的とする。

- 令和3年4月1日現在推進員数 122名

(5) 土浦市運動普及推進員連絡協議会

運動普及推進員として、市民の生活に身近なところで普及活動を行い、会員の資質の向上と活動の振興をはかり、市民の健康づくり及び体力の増進に寄与することを目的とする。

- 令和3年4月1日現在推進員数 105名

(6) 健康まつり

市民の健康意識の高揚と各種保健事業、福祉施策等への理解と認識を深め、もって、明るい生活基盤の確立に寄与することを目的とする。

内容	(1)講演会
	(2)保健事業 健康相談、医療相談、食と健康、歯と健康、薬と健康、応急救護、健康体操 他
	(3)福祉事業 福祉の店、親子の遊びコーナー 他
	(4)啓発事業 薬物乱用防止、禁煙啓発、がん予防啓発 他

(7) 保健対策

各年齢層に応じた各種の事業を実施し、市民の疾病予防と健康の保持増進に努めている。

ア 健康増進

がん・心臓病・脳卒中をはじめとする生活習慣病を予防し、市民一人ひとりが健康づくりに取り組めるよう、健（検）診や健康相談・教育等の各種健康増進事業を実施している。

(1) 生活習慣病検診

種 別	検 診 名	対 象 者	実 施 日	実 施 場 所	
医療機関検診	さわやか健康診査	20歳から39歳の方	4月～3月	協力医療機関	
	特定健康診査	40歳から74歳の方			
	後期高齢者健康診査	75歳以上の方 後期高齢者医療保険加入の方			
	胸部検診	40歳以上の方			
	胃がん検診				
	大腸がん検診				
	子宮頸がん検診	20歳以上の女性			
	乳がん検診	マンモグラフィ			40歳以上の偶数年齢の女性
		超音波			40歳以上の女性
	前立腺がん検診	50歳以上の男性			
	肝炎ウイルス検診	年度内40歳以上で過去に肝炎ウイルス検査を受けていない方			
胃がんリスク検査	年度内40、45、50、55、60、65、70歳で過去に胃がんリスク検査を受けていない方				
集団検診	さわやか健康診査	20歳から39歳の方	7月～10月・1月	土浦市保健センター等	
	特定健康診査	40歳から74歳の方			
	後期高齢者健康診査	75歳以上の方 後期高齢者医療保険加入の方			
	胸部検診	40歳以上の方	7月～1月		
	胃がん検診				
	大腸がん検診				
	子宮頸がん検診	20歳以上の女性	7月～12月		
	乳がん検診	マンモグラフィ	40歳以上の偶数年齢の女性		
		超音波			
	前立腺がん検診	50歳以上の男性	7月～10月・1月		
	腹部超音波検診	40歳以上の方	10月～12月		
肝炎ウイルス検診	年度内40、45、50、55、60、65、70歳で過去に肝炎ウイルス検査を受けていない方	7月～10月・1月			
骨粗鬆症検診	20歳から70歳の女性	1月～2月			
	10か月児育児相談対象児の母親と同伴の祖母	毎月第3火曜日			
	地域子育て支援センター・児童館を利用している児の保護者	5月～7月	各地域子育て支援センター・各児童館		

(2) 健康相談・健康教室

事業名	対象者	実施日	実施場所
ダイヤル健康相談	一般市民	随時	土浦市保健センター
栄養相談	一般市民	月1回(予約制)	
健康相談	一般市民	月1回(予約制)	
健康出前講座	一般市民	年間	各地区公民館等
出張栄養相談	子育て支援センター利用者	隔月1回	子育て支援センター さくらんぼ
	子育て交流サロン	隔月1回	子育て交流サロン わらべ・のぞみ
高齢者健康相談	一般市民	月2回	老人福祉センターうらら他3か所
健診結果まるごと相談	今年度健康診査受診者と その家族	9月～3月	土浦市保健センター 各地区公民館等
歯科健康教室	一般市民	年8回	公民館等
市民による市民のための健康減量教室	一般市民	5月～2月	土浦市保健センター 四中地区公民館

(3) 歯科保健

事業名	対象者	実施日	実施場所
40歳誕生日 歯科健康診査	年度内40歳の方	4月～3月	協力医療機関

イ 介護予防

目的

いつまでも自立した、健康な生活が送れるように、介護予防のための運動講座や、出前講座等を実施する。

〈一般介護予防事業〉

1 対象者

65歳以上の高齢者

2 内容

事業名	実施日	場所
フレイル予防啓発講座	5月～3月 ・元気アップ運動教室:5コース ・かんたんストレッチ講座:年8回 ・認知力アップ講座:年8回 ・おてがる筋トレ講座:年8回	土浦市保健センター、 各地区公民館等
介護予防応援隊	高齢者クラブ等の通いの場の 依頼に応じて、随時実施 ・出前講座 ・介護予防ノウハウ講座 ・健康体操指導音声CDの配布	土浦市保健センター、 各地区公民館・集会所等

ウ 予防接種

予防接種法に基づく各種予防接種及び一部の任意予防接種を協力医療機関における個別接種で実施し、疾病予防を図っている。

種 別	接種回数 (※)		法定対象年齢 (※)
ロタウイルス	ロタリックス	2回	生後6週から24週0日まで
	ロタテック	3回	生後6週から32週0日まで
B型肝炎	3回		生後0か月～1歳未満
ヒブ	初回免疫 (3回) 追加免疫 (1回)		生後2か月～5歳未満
小児用肺炎球菌	初回免疫 (3回) 追加免疫 (1回)		生後2か月～5歳未満
4種混合 (1期)	初回免疫 (3回) 追加免疫 (1回)		生後3か月～7歳6か月未満
2種混合 (2期)	1回		11歳～13歳未満
BCG	1回		生後0か月～1歳未満
麻しん・風しん	1期 (1回)		1歳～2歳未満
	2期 (1回)		5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学前の1年間
水痘	2回		1歳～3歳未満
日本脳炎	初回免疫 (2回) 追加免疫 (1回)		生後6か月～7歳6か月未満
	2期 (1回)		9歳～13歳未満
子宮頸がん予防	3回		小学校6年生～高校1年生相当までの女子
高齢者インフルエンザ	1回 (年度内)		ア65歳以上の者 イ60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活行動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者
成人用肺炎球菌	1回		ア令和4年4月1日において、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる者 イ60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活行動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者
(任意) おたふくかぜ	1回		1歳～小学校入学前年度末 (年長相当の3月31日)
(任意) 小児インフルエンザ	13歳未満は2回、満13歳以上～中学3年生は1回 (年度内)		生後6か月～中学3年生まで

(8) 献 血

献血は、病気や怪我で輸血を必要としている方のために、血液を提供するボランティアです。

血液は、生命の維持に欠かせない役割を担っていますが、その機能を完全に代替できる手段が存在しないこと、また、血液は生きた細胞で、長い期間保存することもできないことから計画的に献血による血液の確保が必要です。

○献血推進協議会

市民の献血思想の普及と献血者の組織の育成を図るとともに、血液事業の適正な運営を推進するため、次の事業を行う。

- ・ 献血思想の普及に関すること
- ・ 献血計画の策定に関すること
- ・ 献血組織の育成に関すること
- ・ その他献血事業の推進に関し必要なこと
- ・ 委員の構成及び任期 20名以内 2年

土浦市医師会の会員、献血協力団体の代表者、献血協力事業所等代表者、関係行政機関の代表者

(9) 救急医療対策

昭和48年4月から、土浦市医師会の協力により内科4科（内科、外科、産婦人科、小児科）の在宅当番医制による休日緊急診療を開始し、昭和51年4月から、土浦市歯科医師会の協力により歯科の休日緊急診療を開始した。また、昭和56年4月から、夜間緊急診療所を開設、さらに同年8月から国立霞ヶ浦病院（現在の霞ヶ浦医療センター）、土浦協同病院、東京医科大学霞ヶ浦病院（現在の東京医科大学茨城医療センター）の病院群輪番制による第二次診療体制を図り、市民の休日及び夜間の医療不安解消に努めている。

なお、平成9年4月から、在宅当番医制による小児科休日緊急診療をセンター方式に変更し、それに伴い「夜間緊急診療所」を「休日緊急診療所」に名称を変更して実施している。

また、平成31年4月から産婦人科の「休日緊急診療（在宅当番医）」は廃止となっている。

○休日緊急診療（在宅当番医）

- ・ 診療日 日曜日、祝日、盆（8月15日・16日）、年末年始（12月29日～1月3日）
- ・ 時 間 午前9時～正午、午後1時～午後4時
- ・ 診療科目 内科、外科、歯科

○休日緊急診療所

- ・ 設置場所 土浦市保健センター内
- ・ 診療日 「夜間」 木・金・土・日曜日・祝日・盆（8月15日・16日）
年末年始（12月29日～1月3日）
「昼間」 日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
- ・ 時 間 「夜間」 午後7時～午後10時
「昼間」 午前9時～午後4時
- ・ 診療科目 「夜間」 小児科（木・金・土・日曜日・祝日・盆・年末年始）
内 科（土・日曜日・祝日・盆・年末年始）
「昼間」 小児科（日曜日・祝日・年末年始）

○病院群輪番制

夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するため、初期救急医療施設及び患者搬送機関との円滑な連携体制のもと、第二次病院としての診療機能を有する病院群の輪番制を行い、夜間の緊急医療を確保している。

- ・参加病院 霞ヶ浦医療センター、土浦協同病院、東京医科大学茨城医療センターの輪番制
- ・診療日 年間全日
- ・時間 午後6時～翌午前8時